

むつ市議会第212回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成24年6月20日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）15番 中村正志 議員

（2）8番 佐賀英生 議員

（3）18番 大瀧次男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
代表 監査委員	小	川	照	久	農 業 委 員 会	立	花	順	一
総務 政策部長	伊	藤	道	郎	財 務 部 長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清次	郎	保 健 福 祉 部	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松	夫	建 設 部 長	鏡	谷		晃
川内 庁舎長	布	施	恒	夫	大 畑 庁 舎 長	工	藤	治	彦
協野 庁舎所長	猪	口	和	則	会 管 総 政 理 出 納 室	大	橋		誠
選挙 管理 委員会 事務局長	氣	田	憲	彦	監 査 委 員 長	星		久	南

農委事務局長	山	口	勝	美	教育部長	齋	藤	秀	人
員局	齊	藤	鐘	司	務部災監	吉	田	市	夫
企業	清	藤	巡	一	務部策監	花	山	俊	春
水	石	野		了	務部策監	竹	山	清	信
設	杉	山	重	行	部策監	古	川	俊	子
整	掛	端	正	広	健部策監	工	藤	利	樹
部務官	笠	井	哲	哉	健部事社長	吉	田		正
部策監	小	鳥	孝	之	部策監	室	館	幸	一
部事民ツ長	柳	谷	孝	志	育会局事育長	野	藤	賀	範
健部事庭長	高	橋		聖	務部課幹	村	田		尚
部策監	氏	家		剛	務部策長	樋	山	政	之
育会局策監	浜	田	一	之	部民課幹	下	山	房	雄
務部長	中	里		敬	部長	須	藤	勝	広
務部調整長					務部災課幹				
部長									
部策長									
部長									
農委事務局長									
員局									
企業									
水									
設									
整									
部務官									
部策監									
部事民ツ長									
健部事庭長									
部策監									
育会局策監									
務部長									
務部調整長									
部長									
部策長									
部長									

務部災課幹
 策 策
 務部災課幹
 員 務 育
 務 育
 策 策
 務部課査
 務部課査

吉 田 力
 飯 田 一 彦
 栗 橋 恒 平

育 会 局 校 課 任 事
 員 務 育
 導 主
 教 委 事 学 教 主 指

生 部 民 課 査
 市 民 市 民 課 査
 主 任 主 査

澁 田 健 太
 加 藤 昭 広

事務局職員出席者

事 務 局 長
 総 括 主 幹
 主 任 主 査

須 藤 徹 哉
 濱 田 賢 一
 石 田 隆 司

次 長
 主 任 主 査
 主 査

柳 田 諭
 小 林 子
 村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。
- 議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

- 議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。
- 今日は、中村正志議員、佐賀英生議員、大瀧次男議員の一般質問を行います。

◎中村正志議員

- 議長（山本留義） まず、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。
- （15番 中村正志議員登壇）
- 15番（中村正志） おはようございます。自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第212回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。
- 今日は、きのうに引き続きまして、新人職員の皆様が傍聴されております。皆様におかれまして

は、ご自身のため、むつ市民のために研さんを積まれ、ご活躍していただきますようエールを送らせていただきます。皆さんがこちらの理事者側の席に座るころには、私はこの場にはいないと思いますが、そのときは上路議員がお相手をしていると思います。あるいは、勇気とチャンスがあれば、早ければ3年後には一番前の席に座ることも可能であります。

今世界がユーロに注目しております。それは、連日熱戦を繰り広げ、ギリシャやスペインが決勝トーナメント進出を決めたサッカーヨーロッパ選手権ではなく、17日に行われたギリシャ議会の再選挙であります。結果は、EUとの合意をもとに債務危機の克服を目指す緊縮派政党が政権を樹立する見通しとなったことで、ギリシャのユーロ離脱はひとまず回避される模様であります。しかしながら、経済評論家たちはユーロ圏第4位の経済規模を持つスペインの財政金融不安もあり、ユーロ危機が抜本的に解決したわけではなく、先行きは依然として厳しいとの見方をしております。

一方、日本国内に目を向けてみると、国民生活が急速に悪化しております。国民の貧困層は過去最悪の16%に達し、最新のデータによると、生活保護受給者も210万人と過去最悪を更新し続けております。特に働き盛りの20歳から49歳までの受給者が急増しており、30万人を突破してしまいました。日本経済が非常事態に突入したのは間違いありません。

政府がやるべき対策ははっきりしております。日本経済が20年以上も低迷し、格差が拡大してしまっただけの原因は、いつまでもデフレが続いているからであります。まずは、デフレを食い止めることとあります。と同時に、輸出にブレーキをかけている円高を円安に戻すこととあります。デフレがいかに経済全体を縮小させ、国民を貧困にするか、この20年間で国民もわかったはずであります。

日本の名目GDPは1997年の523兆円をピークに、2012年は476兆円へと47兆円も減っております。デフレは、景気を悪化させるだけでなく、社会全体をむしばんでしまうと私は思います。例えば記憶に新しい死者7人を出した高速バス事故や、広島のホテルで7人が焼死した事故もデフレと無関係ではないと思います。収入が減ると、消費者はより安いものを求めるようになり、業者は安さで勝負しようとし、安くするためには、人件費やコストを削るしかありません。こうしたデフレスパイラルが社会にひずみを生じさせないはずはありません。高速バス運賃は、格安であったが、運転手の日当は1万円でありました。広島のホテルは、市内一の格安料金を売り物にしていましたが、安全は無視されていました。大事なものを切り捨てて値段を下げ、安い価格に消費者が飛びつく、こんな不健全なことは即刻やめるべきであります。政府は、デフレ脱却に総力を上げるべきであります。

ところが、ドジョウ総理は全くやる気がないのだから、本当にどうしようもありません。なぜ矢継ぎ早に手を打とうとしないのか、加えて震災復興や原発事故の収束といった政府の最優先課題も放置したままです。国民が期待したことは何もやらず、やっていることは消費税のアップだけです。国民は、心の底では消費税アップは望んではいないものの、将来的な増税の必要性は感じ始めています。私自身、頭の中では将来的には必要であると理解はしているものの、消費税アップには単純に賛成したくないという気持ちがあります。それは、今回の消費税アップが本当に国民生活の向上につながるのかという確信が持てないからであります。その部分について、国会の場で議論してほしいのでありますが、政治生命をかけた採決は目の前に迫っております。野田政権が続く限り、我々国民には明るい未来はやってこ

ないのではないかと感じずにはられません。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。政治家の素養の第一は、平気でうそをつけることと昔から皮肉を込められて言われておりますが、まさに現在の政府がそのものであり、今やマニフェストはうその代名詞となっております。

野田総理の発言を1つだけ紹介させていただきます。2005年1月25日の衆院本会議での発言です。「橋本内閣は消費税を上げ、医療費を引き上げ、風邪から治りかけていた日本経済を肺炎にしていまいました。小泉内閣も、こういう増税という話を自民党の政権公約には盛り込んでいなかったということです。引っ込め増税、貫け行革が国民の声です」。引っ込め行革、貫け増税の言い間違いではないかと思っております。このような政治家を我々国民は信頼できるでしょうか。権力者の政治姿勢として承認できるものなのでしょうか。大きな疑問と不信感を感じずにはられません。

宮下市長は、間もなく市長就任5年を迎えることとなります。この間、忙しい公務をこなしながら、むつ市民の幸せのため、またご自身の公約実現のために昼夜を問わず邁進されておりますことに対し、むつ市民の一人として、政治家の端くれとして評価と感謝と敬意を表したいと存じます。国、地方自治体問わずトップの政治姿勢、政治信条は非常に大事なものであり、そこで暮らす人々にとって大きな影響を与えるものだと思います。特に地方自治体の首長には、予算執行、人事、条例制定などの権限が集中しております。そこで、いま一度宮下市長の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思っております。

質問の1点目として、権力者である市長とはどうあるべきか。理想とする市長像についてご所見をお伺いいたします。

政治姿勢の2点目は、首長の在任期間について

であります。今月の5日に自治体の首長で全国最高齢の奈良県川上村の大谷村長88歳が、7月24日の任期満了で引退することを表明しました。8期32年の在任期間でありました。その退任会見の中で、村特産の吉野杉の例を挙げて、「木は植えてもすぐには育たない。ころころかわってはうまくいかない」と話されていました。また、市の部では、平成22年に大阪府貝塚市の吉道市長が10期40年で退任しております。一方では、自らの任期は2期8年ですとか、3期までですと言って立候補され、当選する首長も多く見られます。そうした中で、埼玉県や東京都杉並区など、首長の在任期間に制限を設ける条例を制定している地方自治体が幾つか出ております。過去我がむつ市においても、1期ごとに市長が変わることもありましたし、杉山前市長のように、任期を重ねられた例もございます。どちらが市民にとってよいのかは判断が難しいところではありますが、少なくとも宮下市長在任のこの5年の間に日本の総理大臣が5人もかわるといふこと、リーダーがころころかわるといふことは、国民にとってこれ以上の不幸なことではないと感じております。

そこで、自治体のトップである首長の在任期間についてどうあるべきと考えるか、市長のご所見をお伺いいたします。

政治姿勢の3点目は、政策提言のためのシンクタンクを持つべきではないかについてお聞きいたします。政治には、成果が求められています。首長が権限を持ち、権限を振るうことを許される唯一の理由が成果を上げることだと考えます。成果を上げるためには、有効な政策を提言し、それをスピードを持って実行することが大切であると考えます。そのために私は、大変な手間暇がかかると思っております。しかしながら、宮下市長の公務が忙し過ぎるのではないかと私は感じております。がゆえに、政治家宮下順一郎としての時間が

少ないのではないかと、政策をじっくりと考える時間が足りないのではないかと感じております。

市長は、市長への手紙やおでかけ市長室などで市民のさまざまな意見や要望を吸い上げております。民主主義の手法として多様な意見をさまざまな回路で吸い上げることは、そこまでは私はできていると思います。私が市長に強く望みたいことは、その後のことであります。それら吸い上げた市民からの要望を実現するため、スピード感を持って政策として練り上げ、事業として行っていくこととあります。私は、宮下市長にはもっともっと政策を提言し、事業を行っていただきたいと思っておりますし、多くの市民もそのことを望んでいると思っております。

かつて中曽根内閣時代に土光敏夫会長率いる第2臨時行政調査会、通称臨調が各般の構造改革を審議し、数多くの答申を行いました。中曽根内閣は、土光臨調ブームの追い風をうまく利用して、国鉄、電電、専売の3公社の民営化を初めとする行革、財政再建を強力に推し進めました。増税なき財政再建も答申の一つでありました。このことは、直接宮下市政には当てはまらないかもしれませんが、宮下市長の選挙公約を強力に推し進めるためには必要なことではないかと考えます。

そこで私は、公約実現のため、市民福祉の向上のために宮下市長は政策提言のためのシンクタンクを持つべきだと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2は、市役所の組織強化についてであります。私は、常々市役所の活性化はむつ市民にとって重要なことであり、その実現方法は予算と人事しかないと考えております。市役所の組織強化のため、このたびの一般質問では人事につきましてお聞きいたします。

1点目は、政策統括参事についてであります。これは、平成22年4月に重要施策の形成及び広報

広聴の場等に参画し、政策調整及び統括に関し行政経験及び知見を生かしていただく職として現在の新谷副市長に宮下市長が委嘱したものであります。私は、むつ市役所の組織の中にあつて政策統括参事の果たす役割は重要であり、新谷副市長もその力を十二分に発揮していただいていたものと思います。しかしながら、現在新谷氏が副市長就任以来、その職は空席となっております。むつ市の政策形成及び実施過程でかなめとなる職である政策統括参事が不在ということは、組織運営上支障を来していないのかお尋ねをいたします。あわせて、近い将来新たに委嘱する考えはないのかお尋ねをいたします。

2点目は、副市長の複数制についてであります。現在むつ市においては条例により副市長の定数は1人となっております。他の自治体においては、複数の定数を条例で定めているところもございます。先ほどの質問でも述べさせていただきましたが、各種会合への参加や面会の多さなど、市長の公務は忙し過ぎると感じております。失礼ではあります。中には市長が出席しなくてもよいのではないかというものもあるように思います。青森県下一行政面積の広いむつ市でもありますし、その移動だけでも大変であります。

一方で、副市長の役割というのは、前の助役の時代から、行政の職員のトップとして内部のことを市長にかわり取りまとめるといった面が強いように思われます。今後の役割としては、今以上に外部との交渉あるいはむつ市をアピールするという営業マン的な仕事も行っていかなければならないと思います。そうなったとき、副市長が1人というのはかなり厳しいのではないかと考えます。私は、副市長を複数にすることにより、それぞれに役割分担をして戦略的に、また効率的に職務を遂行することがむつ市の発展につながるものと考えます。

そこで、宮下市長に副市長の複数制についてご所見をお伺いいたします。

3点目は、職員採用についてであります。その1つ目は、社会人、専門職の採用についてであります。国の進める地域主権、地方分権により、地方自治体が行う事務事業が増大しております。とりわけ各種の許可や認可、開発行為や福祉の分野など、専門性、技術性が求められるものが増えていきます。これらの事務事業を遂行するために、より一層の職員のスキルアップが重要であります。加えてより専門知識を備えた人、それらの分野の第一線で活躍していた人などの採用が必要になってくると考えます。そこで、現在むつ市が行っている社会人の採用状況とその実績についてお尋ねをいたします。

2つ目は、特別選考枠を導入してはどうかということであります。私の言う特別選考枠というのは、スポーツや文化活動などにおいてすぐれた実績や成果をおさめた人を一般の採用枠とは別に特別選考枠として採用試験を行うというものです。スポーツや文化活動ですぐれた実績をおさめられた人たちは、その過程において培われたチャレンジ精神や自らを律する忍耐力など、高い能力が備わった優秀な人材であり、それらは決して試験の点数ではあらかずすることのできないものだと思います。また、そのような方が身近にいるということは、むつ市の子供たちのみならず、広く市民に刺激と活力を与えてくれるものと思います。職員採用において特別選考枠を導入すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第3は、むつ市のうまいは日本一！ i n 亀戸 “むつとの遭遇” 事業についてであります。去る5月19日、20日の両日、東京都江東区の亀戸香取勝運商店街において、「むつ市のうまいは日本一！ i n 亀戸 “むつとの遭遇” 事業が快晴のもと開催され、「こうとう区報」でのイベント告

知のPR効果もあり、商店街はあふれんばかりの人で、すぐ近くの浅草で行われておりました三社祭にも負けないほどのにぎわいを見せておりました。私もオープニングイベントを拝見いたしましたが、近隣の人々だけではなく、東京在住のむつ下北出身者もたくさん来場しておりました。私も十数年ぶりに友人と再会することができました。

このたびのイベントが本格的な交流のスタートであると思いますが、そういう意味では大成功だったのではないかと感じているところであります。

そこでお尋ねをいたしますが、1点目、これまでの交流の経緯と事業目的について、2点目、イベントの状況と成果について、3点目、今後の事業展開、課題、可能性について、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第4は、今冬の豪雪による被害についてであります。今冬の豪雪については、今さら説明する必要はないかと思いますが、除雪費用が1億2,500万円かかったように、莫大な財政負担を強いられました。やっと雪が解けたと思ったら、今度はその豪雪の雪害による公共施設等の破損が例年以上発生し、今定例会に補正予算計上されたものを初め、多額の改修費用が必要とされ、むつ市の財政に少なからず影響を与えております。

そこでお尋ねをいたしますが、1点目、公共施設や道路等の被害状況はどうなっているのか、2点目、それらの改修、復旧の予算措置はどのように行われるのか、あわせてお聞きをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についてのご質問の第1点目、市長とはどうあるべきか、理想とする市長像

についてであります。私は、市長就任以来、1期目においては「まちづくりの主役は市民の皆さん」など7つの公約を掲げ、むつ市の発展とむつ市民の幸福を第一義に考え職務に邁進してきた4年間でありました。そして、2期目においては、さまざまな場面でお話しさせていただいておりますが、1期目の7つの公約をさらに進化させ、深めていくことに加え、「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働・参画の社会づくり」の3つのテーマを大きな公約として掲げ、愛する郷土を市民一人一人があすへの期待と夢を膨らませることのできる「希望のまち・むつ市」をつくり上げていくことを市民の皆様にお約束いたしましたところであります。

理想の市長像についてのお尋ねであります。私は市民に対して愛する郷土の将来の姿を明確に示し、市民協働・参画のもと、「希望のまち・むつ市」の実現に向けて、全身全霊を傾けて果敢に取り組む姿勢こそがあるべき市長の姿ではないかと考えております。そのためには、市民の意見を聞くだけでなく、市民が決めたことを実行していくリーダーシップと決断力が必要でありましょうし、急激な社会情勢等の変化やそこから派生する課題を的確にとらえ対応していくための先見性や、広い視野を持つことが求められるでありましょう。しかし、何にも増して必要なものは、市民からの信頼であります。これは、「公平、公正」を第一義とし、自らを市民の中に置き、市民の意図するところを把握し、市民の満足とするところを実施していくという、その積み重ね、実績の評価によってしか得ることのできないものであります。今後においても、そのような理想の市長像を追い求め、「希望のまち・むつ市」の実現に向けて市政のかじ取り役として誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じ

ます。

次に、ご質問の第2点目、首長の在任期間についてであります。私はこの職について間もなく5年目を迎えようとしております。この間、市民の皆様にお約束した公約の実現に向けて、市長としての職務に邁進してきたところであり、庁舎移転や財政再建など、これまでの取り組みで成就できたものもございますが、一朝一夕にはなかなか事が運ばない難しい施策もございます。しかしながら、市長というポストは市民から与えられた限られた任期のものであることを常に念頭に置き、スピード感と実行力を持って、各種の施策を積み重ねて、下北のむつ市から日本のむつ市へという大きな目標に向かって着実に歩を進め、「希望のまち・むつ市」につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、シンクタンクのご質問についてお答えいたします。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担が大きく変わり、今までのように国に頼ることなく地方公共団体は自らの責任と判断により自治体経営を行うことが求められております。地域の実情に沿った住民にとって満足度の高い行政運営を行うためには、地域の課題を発見し、問題を解決していく能力や、地域の実情に即した政策立案能力の向上が重要となり、市職員のスキルアップも大いに求められているところであります。

このような状況を背景として、全国の都市においては自治体シンクタンクの設置が進められているところであります。県内では、青森市が青森市雪国学研究センターを設置しているほかは、事例はないという状況にあります。自治体シンクタンクの設置は、問題解決能力や政策立案能力を自治体自らが高めていくための有効な手段の一つとして考えられるものと認識しております。

シンクタンクには、議員ご提案の財団法人や第

三セクターのような自治体の外部に設置するものや、青森市のように自治体内に設置するもの、職員研修の機能も兼ねる研修所型と言われるものなど、その設置形態、組織、研究テーマなどについてはさまざまなモデルがあり、本市にふさわしいシンクタンクのあり方、設置の可否については財政面も含め総合的に研究しながら判断しなければならないものと考えておりますが、シンクタンクの意義については、最終的には人材の育成にその力点が置かれております。

私は、「希望のまち・むつ市」の実現のためのまちづくりを推進し、むつ市が発展していくためには市の政策形成能力を高めることが必要であり、そのためには職員一人一人の能力を高めて、市政に生かすことが不可欠であると考えております。そのため、今年度から職員に対しては自主研修グループ助成制度を新たに創設し、自己啓発へ積極的な支援を行うとともに、職員自らが事務改善から政策まで提言する職員提案制度を活性化する方向で見直し、それを各部の政策推進監で構成する政策調整会議を主体として課題解決や政策立案にまで高める体制を整備することとしたところであります。

また、市民参画の一つの手法として、市民からの要望を施策まで高める市民政策提案制度を実施することとしており、行政の政策形成能力を高める方途を今後とも鋭意研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市役所の組織強化についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の現在空席となっている政策統括参事について、新たに委嘱する考えはないかのご質問であります。政策統括参事の職務につきましては、平成22年、市の重要施策について議論する政策調整会議の場において、市全体を俯瞰する視点から、方向性にぶれやそごが生じることがないように、その知見を生かした助言や

調整をする職として攻めの行政の一翼を担う重要なポストと位置づけ設置したところでございます。現在もこの職についての考え方は変わるものではないと思いますが、前副市長の野戸谷氏の後任として政策統括参事をお願いしていた新谷現副市長に就任していただいたことから、その役割も担いつつ、私を補佐していただいておりますので、現時点では市政運営に支障を来すとといったことはないものと考えております。今後におきましては、その時々を市政を見きわめつつ、新たな人材を委嘱するか否かを判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目の副市長の複数制についてですが、この副市長の複数制につきましても、政策統括参事につきましても、いわゆるトップマネジメントのあり方に関するご指摘であろうと考えます。トップマネジメントは、時代の変化を敏感に感じ取り、先進的な方向性を指し示すことが求められることから、機敏で柔軟な対応が何よりも重要であります。市役所に限らず組織の強化を考える場合、必要な人材を的確に採用していくことによって成し遂げられることは言うまでもありませんし、また組織を構成する人が持てる能力を存分に発揮することが重要であります。

副市長複数制をとる場合には、まず副市長の定数条例の改正が必要であり、民意を得る必要があります。ただ単に業務過多を補うためというだけで取り入れるのではなく、組織経営上の観点、人の視点、市民合意の視点等からの厳格な判断が必要となりますことから、トップマネジメントのあり方につきましては、あらゆる可能性を排除せず、適切に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の職員採用について、社会人枠、特別選考枠を導入する考えはないかのご質問ですが、まず現在の社会人採用状況と実績に

つきましては、担当からお答えをいたします。

次に、スポーツや文化活動においてすぐれた実績や成果をおさめた人を採用する特別選考枠を導入する考えはないかのご質問ですが、青森県内の状況を調べてみますと、県においては平成22年度に県立高校の教員としてオリンピック等世界で活躍したレスリング選手を採用、また昨年7月には弘前市が同じくオリンピックで活躍したソフトボール選手を保健体育科にスポーツの推進を担当する主査として採用しているようであります。この方々は、いずれもすばらしい成績をおさめられたことは言うに及びませんが、それ以上に世界と戦い、目標に向かって頑張ってきたという経験を財産として持ち合わせています。その人による財産と行政機関等が必要とする人材が適合して人と仕事の両方が生かされる方向に回転することは、非常に有意義なことであり、本市としても今後検討していく必要があると思いますが、職員の採用には公平性、客観性、透明性が求められますことから、慎重に判断すべき事項であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、「むつ市のうまいは日本一！ in 亀戸 “むつとの遭遇”」事業についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の第1点目、交流の経緯と事業目的についてであります。このたびのイベントを開催いたしました東京都江東区亀戸にございます亀戸香取勝運商店街にむつ市出身の河野崇章氏が江東区の商店街再生事業で、昨年3月12日、あおもり物産ショップ・むつ下北を開設したことがきっかけとなったものであります。「むつ市のうまいは日本一！ in 亀戸 “むつとの遭遇”」は、むつ市の情報を首都圏に発信し、むつ市の食材、加工品の販路拡大や観光客の誘客を図ることを目的としたものであります。この首都圏での開催につきましては、下北のむつ市から日本のむつ市へという私の思いと、元気むつ市応援

隊応援プロデューサー河野氏の下北を盛り上げていきたいという思いとが重なり実現したものであります。

ご質問の第2点目、イベントの状況と成果についてであります。初めて首都圏、しかも一つの商店街全体で開催するという中で、まずはむつ市の特産品を知ってもらおうというねらいから、無料での試食、試飲をメインとした内容で開催いたしました。むつ市の文化や観光のPR、集客を目的としたイベントアトラクションとして、田名部まつりの当番山である明盛組のご協力のもと、田名部まつりのはやしや権現舞等を披露していただいたほか、野外でのイベントでは初の試みとなるユーストリームでのインターネットライブ中継、加えてエフエムアジュールでの生放送を実施し、むつ市民の皆様にも広くご視聴いただいたところでもあります。

また、イベントの運営に当たっては、首都圏で活躍されている田名部、大湊、むつ工業高校の同窓会や、むつ市出身の首都圏在住の方からもボランティアとしてご協力をいただいたところでもあります。

イベントの告知に当たっては、市政だよりで市民の皆様へ首都圏在住のお知り合いへのお声がけへのご協力を呼びかけたほか、江東区のご支援により、24万部発行の「こうとう区報」に同イベント情報をご掲載いただきました。さらに、亀戸周辺に2万5,000部の新聞折り込み、5,000部のポスティングも実施し、商店街ではプライベートとして5月11日からイベント最終日の5月20日までの10日間、ホタテフェアを開催し、陸奥湾産ホタテを使った料理のご提供をしていただき、PRに一役買っていただいたところでもあります。

オープニングセレモニーは、山崎江東区長さんにもご出席をいただきご祝辞をちょうだいしたほか、亀戸周辺の住民、むつ市出身の在京者が多く

訪れ、試食試飲に準備した特産品はすべてなくなったほか、あおもり物産ショップ・むつ下北の売り上げも、通常をはるかに上回ったと伺っております。

イベントの成果については、地域のケーブルテレビでイベントの様子をご紹介いただいたことや、朝日新聞東京本社版に記事掲載されたことによるPR効果、あおもり物産ショップ・むつ下北の売り上げアップにつながったほか、亀戸香取勝運商店街ではイベントをきっかけにホタテを使った料理が定番メニュー化され、ホタテの取引が既にスタートしていると伺っております。何よりご来場いただいた多くの方々にむつ市の特産品、観光、文化などに触れていただいたことなど、さまざまな形で今後の交流の可能性が広がったことが上げられます。

また、6月23日から24日に開催予定の元気むつ市応援隊モニターツアーには、同商店街から8名の方が参加することとなっております。実際に生産現場を見ていただき、食べていただき、それを肌で感じていただくことで、今後生産者の顔が見えるように、むつ市産品のPRに生かしていただくとともに、それぞれのお知り合いの方々にむつ市のすばらしさを伝えていただくことで、たくさんの方がむつ市を訪れるきっかけとなればと考えております。

ご質問の第3点目、今後の事業展開、課題、可能性についてであります。亀戸香取勝運商店街におけるイベントは、春と秋の2回開催することとしており、来年度以降の継続も視野に入れております。先日の佐々木隆徳議員への答弁と一部重複いたしますが、このたびのイベントでは、山崎区長さんからごあいさつの中で、今回の取り組みを契機として今後むつ市との交流を深めていきたいとの言葉をいただいたほか、40万人が来場する江東区民まつりにおける物産販売の出店について

もご勧誘をいただいております。

今後どのような形での連携ができるのかを検討し、これまでの施策と異なる事業展開が必要となる場合は、積極的に新たな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ご来場者や江東区報道関係からも高い評価をいただいたところではありますが、秋事業においては特産品の販売をメインとし、春とは異なるアプローチで地産他消による外貨獲得といった可能性を調査し、また元気むつ市応援隊総会も同日に開催予定でございますので、応援プロデューサーの皆様にも本事業をご視察いただき、取り組みに対するご意見等もちょうだいしながら、次年度以降の参考に供したいと考えております。

多くの自治体が公費で高い家賃を支払い、アンテナショップを運営している中、民間主導の地域に根差したアンテナショップを支援するという全国的にも余り例のない取り組みであり、当日は中村議員も視察のためにおいでになっておられましたが、亀戸地区はいわゆる下町風情が残る地域であり、亀戸香取勝運商店街もふだんは決して人通りが多いとは言えない商店街で、情報発信基地としての課題はさまざまあるとは考えております。しかしながら、春のイベントでは、むつ市出身者を初めむつ市にゆかりのある多くの方々にご来場していただきました。今後は、あおもり物産ショップ・むつ下北を中心に、同商店街との連携を深め、商店街に行けばむつ市の特産品が買える、むつ市のうまいを味わうことができるといったむつ市に会えるまちとして支援し、足を運ばれた方々の口コミなどにより情報発信の輪が広がっていけばと期待しているところでありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、今冬の豪雪による被害については、担当よりお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 現在の社会人、専門職の採用状況と実績について、市長答弁に補足させていただきます。

当市におきましては、社会人の枠として採用された職員は、平成24年4月1日現在ございませんが、昨年建築士の資格を有する即戦力として、建築関係の業務に5年以上の経験を有する満40歳までの方を募集いたしております。結果として、受験の申し込みをいただいた方はございませんでした。

また、専門職といたしましては、昨年は35歳までの方を対象として、保健師、上級建築の機械設備、上級土木、初級土木、上級電気、初級電気、学芸員の資格を有する方もしくは専門課程を修了した方をそれぞれ1名程度募集いたしております。うち本年4月1日付で保健師、上級建築の機械設備、上級土木、初級電気、学芸員各1名の計5名を採用いたしております。

参考までに、このほかの採用といたしましては、初級の行政事務として、体に障害を持たれた方を対象とした枠を設け募集をいたしておりますが、採用には至っておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 今冬の豪雪による被害についての1点目、公共施設や道路等の被害状況について、2点目の改修、復旧の予算措置につきましては、関連いたしますので、一括答弁させていただきますとともに、公共施設については財務部から、道路については建設部からの答弁とさせていただきます。なお、さきに御議決を賜りました補正予算に対する説明と一部重複する部分がありますことをお許しいただきたいと存じます。

まず、公共施設についてであります。今冬は記録的な豪雪と低温による影響で雪解けがおくれたことなどにより、屋根、軒、外壁等施設のさま

ざまな箇所において破損が生じており、豪雪による被害が施設の老朽化によるものか判断しがたいケースや、既決予算で対応可能な軽微なものなどを除きますと、現段階においては20施設で改修もしくは調査を行う必要があるものと把握しております。

このような状況から、これまで改修等に必要な経費の積算を鋭意進め、今定例会初日の5日には議案第42号補正予算として、市営住宅改修事業など2事業5施設、額としては1,136万4,000円となっております。また、13日にはさらに議案第43号として追加提案いたしました補正予算による脇野沢イノシシ畜舎屋根改修事業など3事業6施設の1,317万4,000円と合わせて2,453万8,000円の関連経費を提案したところでございます。

このほかの9施設のうち、むつ市野菜集荷貯蔵施設の改修など6施設に係る経費見込額約700万円は、既決の予算として持っております修繕費で対応する予定としておりますが、むつ市釜臥山スキー場第1リフト3号支柱につきましては、第1リフト全体の支柱の状況を調査のうえ、また旧第一川内保育所及び旧文化財収蔵庫につきましては施設のあり方等も含めた検討により、それぞれ今後の対処方針を定めることとしております。

なお、今般の豪雪による改修経費の大部分につきましては、財源として加入しております災害共済金が見込まれるところでありますが、今後におきましても各施設の状況把握をしっかり行い、利用者や地域の住民の安全安心を旨として適正な管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 今冬の豪雪による被害についての1点目のうち、道路の被害状況について説明させていただきます。

道路の被害状況につきましては、通常の維持管

理として雪解け後の4月、5月に道路等の補修を実施したものであり、はっきりと今冬の豪雪による被害であるとは言い切れませんが、舗装復旧やガードレール等の補修に要しました費用が平成22年度と平成23年度の平均と比較いたしまして、約1.6倍となっておりますので、この増加分が豪雪の影響によるものと考えられるものでございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） まず最初に、市長の政治姿勢についてであります。1つ市長にお尋ねをしたのでありますが、理想とする政治家像の話の中でよくある質問なのでございますが、住民にとってはどちらの政治家が必要なのか、幸せなのかということで、一方の政治家は、賄賂をもらって私腹を肥やしているが、外交手腕があり国内の経済を活性化させる力を持っており、その結果日本全体を豊かにする政治家、他方もう一方は、人柄もよく清廉潔白ではあるが、外交は下手、国内経済もがたがた、その結果日本を貧しくさせる政治家、どちらが国民にとって利益になるのか。言いかえれば、よく言われるように、田沼意次がいいのか、松平定信がいいのかという問題なのでありますが、市長はどう考えますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 選択肢が2つに限られるというふうなことが、非常にこのところはなかなかどちらがいいのかというふうなこと。1番目のほうの前段は、全くこれは許される行為ではありません。2番目のほう、この部分については清廉潔白、これを称して意次型がいいのか、定信型がいいのかというふうな歴史上の人物を挙げられましたけれども、田沼意次は、当時はそういうふうな形で言われましたけれども、彼の重商政策と申しますか、その部分は最近非常に高く評価されております。賄賂政治というふうな形、教科書では

賄賂政治ということで、かなり批判をされておりますけれども、しかしながら当時の田沼政治というふうなことは、今この見方が変わってきて、彼の。その賄賂政治の部分は当然否定はされますけれども、経済部分、重商主義と申しますか、そういうふうなところの評価は非常に高くなっております。また、松平定信の寛政の改革だったでしょうか、その部分には儉約、節約、とにかく我慢しなさいというふうな形、これはやはりそれぞれの時代のバックボーンがあったと思います。そういうふうな中での評価になってきますし、後世もやはりその時々によってその評価が分かれてくると思います、田沼にしても、松平定信にしても。やはりその今生きているとき、こういうふうなときに、例えば先ほど中村議員お話しのように、デフレの状態の中で松平定信型と、こう言われると、ますます気持ちが沈んでしまいます。その中では田沼意次みたいに新田開発をしたり、さまざまな政策を打っていく。これは、まさしくインフラターゲットの形の中で公共事業を始めていくというふうな政策、やはりこちらのほうがその人格の部分、人格と申しますか、政治手法に限って言えば、田沼政治のほうが今の世の中では評価されるのではないかなと、こういうふうに思います。ただ、賄賂だとかそういうふうなものは、決して許されるものではないと。私はそういうふうな、2つの中から選択となりますと、ちょっと難しいのですけれども、いずれにしても市民の生活の福祉の向上という大きな目標に私は全身全霊取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） さすが市長であります。私が期待した以上の答えが返ってきて、よく知っておられるなというふうに今感心をいたしました。

壇上でも申し上げましたが、地方自治体の首長には非常にたくさんの権限が集中しております。

ある意味権力者というふうな言われ方も当てはまるのではないかと思います、そこで権力を行使するに当たって気をつけていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 権限が集中しているというふうなご発言でございますけれども、なるほど人事権及び予算の提案権、人事権は同意の人事がございますけれども、議会のほうに同意を求める人事権、また職員の人事権、これはまた別のものですけれども、そしてまた予算の提案権、予算編成権、こういうふうなものがございますけれども、権限が集中しているというふうな、そういうふうな形だけのとらえ方というのは、私はちょっと視点が違うのではないかと。これは、あくまでも議会というふうな形の中で同意、議決、承認、こういうふうなものを承って初めて行政が進むものであると。まさしくこれは二代表制のそのダイナミックなところが一方に首長としてそれは権限があります。また一方では、それをチェックし、バランスをとっていく、均衡と抑制というふうな形の議会の権限、こういうふうなものがありますので、やはりそのバランスとった中で権力、権力を行使するというふうな部分、それはトップダウンで判断を求められる場合もあります、また下から上がってきた部分、判断を求められる場合もありますけれども、私はこの行政の長として常に心がけているのは、おごらず、そしておもねることなく常に謙虚で、そして我が人生の評価をいただいて、選挙の際はそういうふうな気持ちで臨んだというふうなことを申し添えさせていただければ、私の考えている理想像というふうなところが、これだよということはありませんけれども、ぼんやりと、私自身も理想像と求められても、何なのかなと、これ非常に考えましたけれども、さまざまな言葉の端々、そして思っていること、進めてい

ることで十分ご理解いただけるものではないかなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 市長のおっしゃることはわかりましたが、このことにつきましては、私もぜひとも市長に紹介したい部分がありますので、お話をさせてもらいます。私が尊敬をいたします政治家の一人に大平元総理がいらっしゃるのですが、その大平元総理の「新権力論」という小論文の中で、この権力についてお話をされている部分がありますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

「権力は、それが奉仕する目的に必要な限り、その存在が許されるものであり、その目的に必要な限度において許されるものである」と。非常に端的にあらわしているのではないかなと私は感じておりました。今の市長の答えの中で、謙虚という部分が出ておりましたので、この考え方からそう離れていないなというふうに感じましたので、非常に安心をしております。

それでは、ちょっと別な質問にいきますが、市長在職5年間の間に5人の総理大臣がかわられておりますが、トップがころころかわるということは、これは国民にとって幸せなことだと思いますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国政の中での形で5人の総理がかわったということは、やはり党内論理の中でかわっていったものと、こういうふうに思います。その部分については、一国民としての個人的な感想でありますけれども、やはり選挙の洗礼を受けて、しっかりとした形の中で総理として誕生してほしいなというふうなのが大きな気持ちの部分を含めております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） その次に、市長の在任期間についてお聞きしたいと思いますが、市長はあと何年市長を続けますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今任期あと3年でございますので、3年間はしっかりとその任務を全うしたいと思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 市長の言うとおりののですが、私といたしますれば、ぜひともご自身の公約実現まではやると言ってほしかったなど、こう思いますので、それはそれでいいと思います。

ちょっと済みません、時間がなくなってきましたので、まとめて最後の質問にしますが、「むつ市のうまいは日本一！ in 亀戸“むつとの遭遇”」事業についてであります。これまでの部分を見ておまして、非常に江東区または商店街の皆様と良好な関係を築けているなというふうに感じております。本当に相手方の協力に対しましては、心から感謝したいと思いますし、今後とも両者が満足できる、俗に言うウイン・ウインの関係を続けていくために、むつ市として今後事業展開で気をつけなければならないことはどういうことと考えますかということと、今回今までは行政が中心になっての事業展開だと思うのですが、今後はやはりむつ市側の民間も巻き込んでいかなければいけないと思います。特に今後の展開として考える観光事業の面なんかでいきますと、観光協会でありますとか、観光協議会との連携というものが考えられておりますが、あわせてこのことについて最後の質問としたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の気をつけること、これからのおつき合いの中です。それは、今中村議員お話しのようなウイン・ウインの関係、これをしっかり醸成していかなければいけないだ

ろうと。この部分におきまして、ことしの8月20日のお祭りにこのイベントのおかげをもって、江東区から、区長は来られないのですけれどもという前段がありまして、副区長初め観光文化課長、経済課長、地域振興課長、4名の方が田名部まつりにぜひ視察をとというふうな申し入れがありました。そういうふうな形。それから、先ほど壇上でもお話をしましたように、区民まつりが約40万人集まるのだそうです。そこにぜひ参加してほしいというふうなお誘いもありました。その内容がどういうふうなものなのか、まずそれを1回視察させてから、できたら来年度、そういうふうな形の中で我々のものも売ってもらし、我々も商店街に協力をしていくと、そして向こうからも来てもらう。これがまさしくウイン・ウイン。そして、2点目になりますけれども、当然それは民間主導というふうなことで、できるだけ民間団体のご協力をいただきながら、民間団体が向こうに行ってもメリットがある、民間団体がこちらに来てもらってもメリットがある、そういうふうな取り組み方、これはちょっとすそ野がこれから広がってくるというふうに期待をしております。ぜひともその部分において、中村議員からもさまざまご提言を承りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本留義） これで、中村正志議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） おはようございます。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第212回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者皆様の前向きな答弁をよろしくお願ひいたします。

本年は、4年に1度のオリンピックの年です。岸本鷹幸選手が当市において3回目、3人目の選手として出場されるということで、昨年からの災害など何かと暗い出来事の中、明るいニュースと心からうれしく思いますとともに、その活躍を祈らずにはおられません。きっと好成績を上げて凱旋していただけるものと信じております。

今回の質問は、生徒・児童の交通安全と市民の避難対策、そして福祉政策の生活保護の状況について、3点8項目について質問をさせていただきます。答弁方、よろしくお願ひいたします。

まず1項目めといたしまして、生徒・児童の安全対策について質問をさせていただきます。ことし入学して間もない4月23日、午前7時55分ころ、京都府亀岡市で集団登校中の児童の列に無職の無免許の少年が10人の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷を負う事故が発生しましたことは、記憶に新しいことと思ひます。そして、同月27日、千葉県館山市で午前7時35分ころ、登校のため停留所で路線バスを待っていた小学生ら6人の列に20歳のアルバイトの青年が運転する軽自動車突っ込み、小学生1人が死亡、5人が重軽傷を負いました。そこには、亡くなった児童の母親もいたそうです。同日午前7時15分ころ、愛知県岡崎市で、信号機のない横断歩道を集団登校していた小学生4人に24歳の会社員が運転する軽自動車突っ込み、骨折などの重症を負っております。入学間もないこの時期に起こった一連の事故は連日報

道され、心を痛め、記憶に残っている方も多数おられるかと思いますが、それ以上に小学生をお持ちの保護者にとっては他人事ではないショッキングな出来事であったのではないのでしょうか。

千葉県館山市の市教委では、保護者と話し合い、通学路全線の危険箇所を抽出し、ヒヤリ地図を作成、校内掲示し、注意を促すとともに、保護者らが付き添い、街頭立ちして未然防止をしているそうです。京都府亀岡市では、事故後、通学時間帯の一方通行、速度の引き下げなど、通行規制を府に要望することを決めました。各自治体も安全対策に工夫を凝らし、昨年4月にクレーン車が突っ込み6人が亡くなった栃木県鹿沼市では、学校や町内会から個別に要望していた危険箇所を市教委が一元的に集約し改善に努めているほか、京都府京丹後市は、老人会など3,200人を見守り隊と称し、パトロールの強化、その他看板を設置して啓蒙活動に努めている自治体も多数あるとのこと。

他方、専門家は小さな努力や工夫を積み重ねて、安全性を確かめるしかないと指摘している面もございます。分離歩道の建設やガードレールの設置、道路の拡張など、財政状況の厳しい自治体ではなかなか進まないのも実情かと思っております。社会的弱者と言われている子供たちの安全安心を守ってやり、きちんと担保してやるのが行政の役割であり、大人の義務でもあろうかと思えます。

そこでお伺いいたします。

まず第1点目として、危険箇所と思われる通学路は何カ所あり、対策を施しているのか。

2点目といたしまして、俗称ですが、ヒヤリ地図を作成しているのかをお伺いいたします。

続きまして、2項目め、市民の安全対策について質問いたします。3月11日の東日本大震災からはや15カ月が過ぎ、少しずつではありますが、落ち着きを取り戻しつつ、災害地も立ち上がってきていると報道されておりますが、まだまだ時間の

要する出来事と考えております。過日本年3月11日に行われた津波避難情報伝達訓練は、以下避難訓練といたします、全市を挙げ行われ、多くの方が参加したと聞いております。私も参加させていただき、状況を把握させていただきましたが、大畑地区のため限定した表現になりますが、お許しをいただきたいと思います。

大畑地区では、対象地区のうち、行事のため参加できない1町内を除き10町内が参加し、333人の町民が避難所まで参加いたしました。避難場所までの参加を見ますと、優に3倍ぐらいいたのかと思われまます。全町挙げての避難訓練ということで、スムーズにできなかったところもありましたが、自宅から避難所までの距離や時間、道筋など、わざわざ覚えたことはとてもよかったと一定の評価をいたします。今後においても、定期的に避難訓練を行い、体験できる機会をふやし、啓蒙し、被害者が一人でも少なくなることや被害者が一人も出ないような訓練になれば本物かと思えます。

過日テレビで見ましたが、ある小学校では定期的に全力疾走で避難する訓練をしていたり、避難のため体力づくりをしているとか、各地工夫を凝らし、いつ来るかわからない有事に備えておりました。5月31日、新聞で大地震や豪雨による土砂崩れや冠水で道路が寸断され、孤立するおそれのある避難所が県内585カ所あり、既に明らかにしていた孤立する可能性のある集落275カ所の市町村別内訳も発表され、むつ市が29カ所で最多であると報道されておりました。また、孤立の可能性のある避難所も69カ所と最多で、深浦町の55カ所、東通村の50カ所と続きます。県は、具体的な集落や避難所は公表していないものの、地図を見る限り、下北に限って言えば、沿岸部に集中しているのがうかがえます。指摘されている市町村からは、住民避難の方法を早急に確保してほしい旨の声

上がっているとのこと、早期の道路整備が必要と考えられます。以上のことを踏まえ、避難訓練の必要性と重要性、今回の訓練を基本に、よりクオリティーの高い内容が求められるのではないのでしょうか。

そこでお伺いをいたします。

まず1点目ですが、当日の参加状況をお伺いいたします。

2点目ですが、今後の開催について、市長はどのように考えているかをお伺いいたします。

3点目に、社会的弱者と言われている幼児、老人の避難方法についてをお伺いいたします。

4点目に、保育園、児童館及び病院などの避難方法についてどのように考えているかをお伺いいたします。

続きまして、3項目め、福祉行政についてを質問いたします。ことし4月、週刊誌報道をきっかけに、お笑い芸人の母親が生活保護を15年間受給し続けていると報道され、自分の収入がふえ始めてももらい続けていたことが物議を醸し出し、保護行政が抱える問題を浮き彫りにいたしました。自治体が行う調査には限界があり、厳密化してもプライバシーの侵害が起こるといった問題も内包しております。リーマンショック以降の雇用悪化の影響で、働きたくても働けない若年層がふえ、年金だけでは生活できない高齢者も激増しております。加えて東日本大震災の影響も相まって急激にふえ続けております。

社会福祉法では、ケースワーカー1人当たり都市部で80世帯、郡部で65世帯を担当するとしていますが、実態は倍ぐらいの担当をしていると聞いております。調査は任意であること、問題ありとしても行政処分を科す権限までではない。生活保護法は、扶養は生活保護法に優先するとしてあり、親族は自分の生活が損なわれない範囲で扶養し、それでも不十分な場合は公的扶助を行うとしてお

ります。扶養は優先であっても、強制ではないのです。受給者が申請時に虚偽の報告をすれば刑事罰に問われますが、自分の生活が損なわれない範囲は人それぞれ異なりますし、親族が十分な扶養をしなかったというのは認定が難しかろうと思います。

首都大学東京の岡部教授は、突き詰めれば車を持つことはぜいたくか、子供を大学に行かせてはだめなのか、貧困で本当に困っている人はこれ以上に負い目を感じてしまう、申請が抑制されれば生活保護が最後のセーフティーネットとして機能しなくなると述べております。1年ぐらい前から札幌の元道職員の巨額にわたる不正受給事件や埼玉県の夫婦の巨額不正事件が明るみに出て、生活保護の不正受給問題がクローズアップされ始め、今回の事件。私は、今回のお笑い芸人の一件は、役所の人と協議していたということで、不正とまではいかないと感じておりますが、適当な表現が見つかりませんので、事件としておきます。

厚生労働省は、今月13日、全国で生活保護を受けている人が3月時点で210万8,096人と発表いたしました。前年比で1万695人の増加です。昨年2月に200万人を突破し、7月には戦後の混乱期以来60年ぶりに過去最多を記録し、9カ月連続で更新しているとのこと、受給世帯は152万8,381世帯としております。政府は、保護費の引き下げを検討すると言っておりますが、そんな単純な施策ではなく、就労場所の確保、景気の浮揚などを施し助けるべきと考えます。生活環境を整え、病気の予防などを盛り込み、医療費の削減などに取り組み、生活資金を削るのではなく、健康体に戻しつつ医療費を抑えるほうが健康的と思うのは私だけではないと思います。

不正受給をしているのは一部であり、一番懸念されるのは受けなければならない人が抑制されて受けることができなくなるということです。国も

地方も知恵を絞り、公助の精神で就労先を確保できる体制をつくり環境を整えるべきと考えております。

以上のことを踏まえお伺いをいたします。

まず第1点目ですが、生活保護の増減についてをお伺いいたします。

2点目といたしまして、今後の見込みについてをお伺いいたしまして、以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、生徒・児童の安全対策につきましては、教育委員会からの答弁とさせていただきます。

次に、市民の安全対策についてのご質問にお答えいたします。先日の目時議員に対する答弁と一部重複いたしますことをご了承いただきたいと思います。

ことしの3月11日に実施した3.11津波避難情報伝達訓練では、地震が発生し、津波が押し寄せるおそれがある場合の住民避難について、生命保護のためには住民自らの初動が生死に大きく影響を与えることから、市が発信する情報をもとに、最初に住民自らがどのように行動すべきかを考え、実際に行動していただくことを主眼として、津軽海峡沿岸地域及び陸奥湾沿岸地域それぞれに居住する住民を対象に訓練を実施したものであります。

1点目の参加状況につきましては、担当からお答えいたします。

2点目の今後の開催についてであります。今回実施した訓練において、訓練実施日までに住民へ災害想定を十分に周知できなかったという反省すべき点もありましたが、災害発生情報に続く次の行政からの指示を待っているという住民も多く

見受けられました。待つのではなく、住民自らが行動を起こすことの重要性、必要性を認識してもらうことが大切であることから、繰り返し訓練を行い、避難行動のあり方を徹底していくこととし、地域で独自の対応が必要となることも想定されることから、市内全域ではなく、地域ごとに訓練を実施するなどの工夫もしていきたいと考えております。

今年度におきましては、9月末に大畑地区を会場として実施する予定の市総合防災訓練において、町内会単位での自助、共助を目的とした実働型の避難訓練を実施するなど、より実際に即した中身の濃いものにしなが訓練を継続してまいりたいと考えております。

3点目の幼児、老人の避難方法、4点目の保育園、児童館及び病院などの避難方法についてであります。今回の訓練はあくまでも住民自らの生命を守るための初動対応、いわゆる自助を目的としたことから、災害弱者と言われる幼児や老人、また保育園、児童館及び医療機関における避難を含まずに実施したところであります。今後実施していく訓練の中で災害弱者等への対応についても、関係機関等との連携を図りながら、避難体制の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、福祉行政についてのご質問につきましては、担当からお答えをいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の生徒・児童の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まずご質問の第1点目、現在危険と思われる通学路は何力所あるかについてであります。教育委員会といたしましては、毎年4月当初、市内全小・中学校に対して通学路の状況調査を依頼し、通学路の安全確保に努めているところであります。

各小・中学校においては、交通安全や犯罪防止のための要注意箇所を抽出等、通学路を点検し、今後日常的に実施していく指導内容を記入したうえで、通学路の状況報告を提出しております。その報告から、児童・生徒の通学に関して特に注意して指導している箇所を把握しており、交通量の多い道路、道幅の狭い道路、横断歩道、交差点という共通点がございませぬ。本来通学路として各学校が指定する道路は、安全で安心して通学できるところでなければなりません。したがって、日常の安全指導によっても危険を回避できないと判断される場合には、通学路としての指定から外すという措置がとられることとなっております。

ことしの4月、小川一丁目の道路わきの空き地の陥没による危険箇所の報告が1件ありましたが、それ以降通学路の指定を取り消したり変更を伴うような危険箇所の報告は受けていないのが現状であります。

次に、安全確保の対策についてであります。まず、教育委員会及び各小学校等においては、警察、道路管理者等の協力を得て市内3カ所にスクールゾーンを設定しております。また、交通量の多い交差点においては交通整理員を配置して、安全な横断を確保しているところでもあります。さらに、町内会を初めとする地域の方々が登下校時の児童・生徒の安全安心を守るため、自主的に街頭指導に取り組んでくださっている地区もございませぬ。各小・中学校におきましては、教育委員会が依頼した通学路の状況調査のほかにも道路の交通事情や周囲の環境の変化に応じて点検する時間帯や季節等を考慮し、定期的な通学路の状況確認を実施し、児童・生徒の登下校中の事故撲滅に努めているところでもあります。

また、新学期には先生方が街頭に立って直接安全な登下校の仕方や交通安全教室を開催して事故や危険から身を守る方法を指導しております。し

かしながら、昨年度から登下校中の児童・生徒の列に自動車暴走し、死傷者が発生する悲惨で痛ましい事故が全国で相次いでいることを受け、今後とも学校、家庭、地域はもとより、関係諸機関、各諸団体等の協力を得ながら、児童・生徒に交通ルールの遵守を初め危険予測能力、危険回避能力を身につけさせていく実践的な安全教育の推進を図り、登下校の安全確保に向けて最善を尽くしてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、ヒヤリ地図を作成しているかについてであります。千葉県館山市で軽乗用車が児童らの列に暴走し、小学校1年生の男子児童が死亡した事故は記憶に新しく、非常に心に痛む出来事であったと感じております。館山市内の小・中学校においては、通学路の危険箇所を地図上に写真や印で示し、ヒヤリ地図を自主的に作成し、校内に掲示するなどして注意を呼びかけていると伺っております。このことは、児童・生徒等の危険予測能力を養うためには非常に効果的であり、参考となる事例であると認識しております。むつ市内の小・中学校においては、先ほど申し上げました通学路の状況報告の中で通学路地図に要注意箇所を記入し、児童・生徒の安全指導に努めております。したがって、要注意箇所を地図にあらわすという観点から見れば、当市の小・中学校においてもヒヤリ地図をつくり、指導に当たっているということが出来ます。しかしながら、当市の場合、その地図の活用はあくまでも教師が児童・生徒に対して指導するためのものであるため、ヒヤリ地図のような役割を果たすものとして各家庭にまで周知されることがございませぬでした。教育委員会といたしましては、今後各学校で作成されている要注意箇所を記入した地図を議員ご指摘のようなヒヤリ地図として有効に活用し、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、通学

路の安全確保に取り組んでいけるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 過日行われました市民の避難訓練の参加状況について、市長答弁に補足させていただきます。

避難訓練参加者は、高台などへの一時避難者が2,745人で、訓練参加地域対象人口3万341人の9%となっております。また、一時避難場所から避難所へ移動された方は1,550人となっております。この数字は対象人口の5.1%となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 佐賀議員の福祉行政についてのご質問にお答えいたします。

まずご質問の第1点目、生活保護の増減についてであります。当市の生活保護の現状は国内の経済状況の冷え込みの影響を受け、当市の有効求人倍率は全国最下位クラスと景気回復の兆しも見えず、被保護世帯数は増加傾向にあります。過去5年間の各年度末の推移を見ますと、被保護世帯は平成19年度が1,065世帯、平成20年度が1,101世帯、平成21年度が1,143世帯、平成22年度が1,212世帯、平成23年度が1,263世帯となっており、毎年40世帯から60世帯の増加傾向となっております。また、平成23年度末における世帯類型を見ますと、65歳以上の高齢者世帯が598世帯と約47%を占めており、障害者世帯が129世帯で約10%、病気等による傷病者世帯が326世帯で約26%、母子世帯が83世帯で約7%、その他の世帯が127世帯で約10%となっております。

次に、第2点目の今後の見込みについてのご質問であります。平成23年度における生活保護の相談件数は年間370件で、そのうち申請件数は128件に及んでおります。また、廃止世帯は年間

97件であります。そのうち稼働収入等の自立による廃止世帯数は12件であります。失業や退職等による収入の減少や預貯金の減少などによる経済的要因が保護の開始理由に多く見受けられることや、当市の有効求人倍率が低く推移していることから、今後も申請件数の増加傾向は続くものと推察しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。順番どおりいかせていただきたいと思います。

生徒・児童の交通安全の対策について、教育長、どうもありがとうございます。ヒヤリ地図を早速作成していくという方向ということで大変ありがたいと思っております。

ちょっと一例を挙げさせていただくと、先般の大曲のちょっとした事故、そしてほかの町内も見なくてはいけないのですけれども、済みません、自分の地区だけに限ったお話をさせていただくわけですが、二枚橋地区というのがございまして、国道279号を使っている土地なのですが、今は原発の作業が停止中ですので、大きな車両は余り通っていないのですが、当時ダンプカーがすれ違ったりすると、かなり狭い土地でございまして、子供たちがひやひやしているのをよく見ておりました。登校時間帯は、あちらも配慮してもらっているのか、ないのですが、帰りによくそういう子供たちがダンプとのすれ違いのときに逆にとまって待っている状況と。結局道路が狭いものですから、ダンプは大きいですし、ましてや視界がききませんので、子供たちのほうが逆に肝を冷やすと。登校時より下校時が、子供たちというのほうに帰れる、また遊びに行くということで気持ちが高揚して、やっぱりどうしてもちょっと遊んでしまうといいますか、意識が散漫しているという状況があるかと思っております。そうすると、低学年の子は

どうしても自分のそちらばかりに神経が集中されてなかなか注意が散漫になっているものがありますので、やはりそういうところには、看板等々で啓蒙していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の再質問にお答えいたします。

交通が激しいところ、子供たちが通学路としているところに看板等を設置してドライバーに注意を促してほしいという質問とお伺いいたしました。通学路に表示する看板等の設置に関しましては、今後各学校からの要望も十分に勘案して、通学路等にかかわる関係諸機関へ積極的に働きかけていくと。それとともに学校支援活動の一環としてPTAや町内会等の協力を得ていくことも必要なことであるというふうに感じているところでございます。

この安全対策につきましては、各学校において、通学路の要注意箇所の把握はもちろん、日常の登下校の指導においても道路の交通事情、それから周囲の環境の変化を踏まえて、迅速かつ適切な指導を継続しておるつもりでございます。今後も保護者や地域の方々の協力を得ながら、児童・生徒の安全を確保するため、地域ぐるみにより見守り体制等の環境整備に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） どうも、教育長、ありがとうございました。何とかそういう看板で、私たちドライバーもしっかりと気をつけてやっていかなくてはいけないと思いますし、また子供たちを見守っていききたいと思いますので、なるべく早目に設置等々及び協議をしていただいて、今よりも一つでも二つでも向かっていくようによろしくお願

いをしたいと思います。

続きまして、津波避難情報伝達訓練のところなのですけれども、参加状況も、きのう目時議員がやったものですから、あらかた同じような感じになってしまおうと思いますので、いささか寂しいのですが。

私、見させてもらった関係だと、もうちょっと避難場所までのものは、大畑地区に限ってですけれども、いたと思うのです、かなり。ただ、ちょっとコミュニケーションというか、連絡が遅かったものですから、避難場所までの人数がかなり減ったように思われます。1回目ということで大甘に見て、連絡の方法、そして引っ張り方といいですか、指導の仕方というのは、もうちょっとリーダーシップを発揮していてもよかったのではないかなと、そのように思います。

先ほど市長のほうから、大畑地区では9月に訓練があると言いましたが、他町村等々と、毎年定期的に行ってほしいと思うのですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、大畑地区ではむつ市全体の取り組みとして9月末に総合防災訓練を実施いたします。そしてまた、町内会単位での形、そういうふうなことをさまざまな場面で要請をお願いをしていくと。少しずつブロックを小さくして、そういうふうな形で意識を持ってもらうという取り組みをさせていただきたいと、こういうふうに思います。それにつけてもやはり自主防災組織というふうな、そういうふうな組織が早く立ち上がってくるというふうなことは期待をしております。

他町村との連携の部分については、今後8市町村の原子力災害等についての応援協定等がありますので、その部分の中でどういうふうな形ができてくるのかということは検討は進めておるところ

でございます。具体的にその津波地震というふうなことにつきましては、やはり自治体もそれぞれ自助、共助、公助なのですけれども、その部分においては、市町村それぞれの自助の部分で、市は市として自助していかなければいけない。また、それを今度ミクロ的に見ますと、個人の部分で、先般もちよつと下北弁でお話をさせていただきましたけれども、何か三陸のほうですと「てんでんこ」、下北弁ですと「てんでこで」というふうな形の自助、そしてまた自治体では市町村それぞれの自助、そういうふうなことをまず取り組んで、そしていざこれが広域の部分になってきたら、その応援協定、原子力災害ですとそういうふうな形の応援協定、そしてまた地震、津波等によりますと、またその横の連携をしっかりとっていくというふうな形になってくると思いますので、各町村との連携、訓練の中での連携、これは県の防災訓練等々の中で果たされるものと、このように思いますけれども、当然意識はした中で動いていきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 今回は、津波避難情報伝達訓練ということで、ある種限定された町内ですとか、沿岸沿いのものが多かったわけですが、部長、どうでしょう、今後は全町というか、例えば今おっしゃったとおり、大畑ブロックだったら大畑ブロック、川内地区なら川内地区、むつならむつという形で、そのような今の対象外のところを含めた訓練をしていく傾向といたしますか、方法があるのかどうかをお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 全体の取り組みは、これまでそれぞれのブロックでむつ市主催の総合防災訓練を行っておりますので、そういうふうな形で今後は進めていきます。

今後そしてブロックごとのというふうな形の、

それはそれぞれの、例えば大畑地区は大畑地区、川内地区は川内地区、脇野沢地区は脇野沢地区というふうなご提案でございますか。それは、検討はさせていただきたいと、こう思います。ただ、その部分については、やはり全庁的な取り組みが必要でございますので、例えば庁舎対応というふうなことというのは限定されるわけでございます。これは、なかなか厳しいことがあろうかと思えます。でも意識を持ってもらうという意味では、例えば防災の日をつくって、そして大畑地区はこの日、そういうふうな形で分庁舎のほうで対応できるかどうかと、それは非常に大きなクリアしなければいけない問題がいっぱいありますので、資機材、それから人的配置、そういうふうなものがありますので、当面の間は総合防災訓練の中で意識づけをしていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 訓練というのは、やっぱり体をならしていかなければいけない。この前やって、次にもう終わるとなると、どうしても気持ちがなえてくるといいますか、忘れてくると。常にやっていることによって体が覚えながら、その意識を高めていくという方法が望ましいと思いますので、定期的にやっていただきながら各地域に任せ、受ける側、住民がそういう意識を常に持っているような状況で進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、さっき言いました幼児や老人の部分なのですけれども、今の9月の大畑地区のときは、それを対象にして行うのかどうかをちょっとお伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 9月に予定しております市の総合防災訓練におきましては、いわゆる災害弱者という部分についても取り入れて訓練を

やっていきたいと考えております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） どうもありがとうございます。

例えばさっき老人ですとか子供ですとか、どちらかという、ひとり暮らしの老人とかそっちの対象のお話をしたいのですが、個人情報保護法というものが大きな壁となって、なかなか独居老人ですとか、ひとり暮らしの方を把握し切れないという部分があります。行政のほうとかケースワーカーの方だったら、それは認識しているかもしれませんが、例えば小さい町内単位、そこにはどうしても情報が来ないわけですよ。やっぱりそうなりますと、ひとり暮らしの方々に幾ら言っても、本人が嫌だというのは、これは仕方ない。でも、そういうものが出てこないとなると、わからない人も結構あるところもあるわけですよ。うちの町内もしかり。アパートやそういう借家が多いと、顔は見るのですけれども、名前はわからないし、またふだんもなかなか行き来がないという部分。今回市長が自助、公助、共助、かなり何度も何度も言っていますが、そういう部分もできなくなってしまう場面があると。これのひとり暮らしの方ですとか、そういうものの対応といいますか、情報の共有といいますか、それはどのように考えていますでしょうか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

市では、実は災害時要援護者支援事業という事業をやっておりまして、その中では例えば情報の共有という部分では、いわゆる消防の関係、町内会長さん、民生委員さんに対して本人の手挙げ方式というのですが、本人の同意がありますと、その部分で情報を共有して、いざ災害があった場合はどういう方にご連絡するとかというふうな状況、またどういう在宅サービスを受けているのかといったさまざま情報を網羅したものを一元的に

情報管理しておりますので、その部分につきましては、一定の部分で情報の共有は図られているものと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 今部長のほうから、いみじくも策定するということでしたのですが、5月2日の新聞に厚生労働省が、1日に介護事業者と連携して高齢者一人一人の安否についての誘導方法を定めた計画を策定するように通知したときとありますが、通知は来てあるのですか。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） ちょっとその情報については、承知しておりません。ただ、私どもの行政の対応といたしましては、これ二次避難所的な対応ということになりますけれども、福祉避難所というものを設定しておりまして、その部分で施設の方のご協力、事業所側のご協力を得ておりますので、21カ所ありますけれども、その部分での対応で今のところは二次的な対応はある程度可能かというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 今なぜお年寄りの方を言わせていただくかといいますと、前回市長は自助、本来自分たちがこのたびの訓練は自分たちが自ら行うものだということで理解をしたのですが、置いていかれたといいますか、動けないお年寄りの方々が、全然私たちはそれに該当していないと、動けないし、わからないしという声が多数寄せられました。ぜひとも9月のそういうときには、そういう方々を重点的に援助していただきたいですし、また体制を整えていただきたいと思います。

続きまして、3番目の福祉行政についてをお伺いいたします。かなり難しい部分になっているわけなのですが、毎年ふえてきていると。大変ゆゆ

しき問題だと思っております。

そこでちょっと部長にお伺いしたいのですが、受給者の方々は多少の貯蓄というのはだめなのでしょうか。お願いします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 基本的に定期的に本人の預貯金あるいは就労に関する収入等については調査しております。したがって、蓄えるということは好ましくないというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 済みません、私の聞き方が間違ったかもしれませんが、受給して多少、多少といますか、金額は別といたしまして、何かの際には、何かの際というのはいろんなおつき合いとかあるのですが、その部分でもだめなのでしょうか、お願いします。

○議長（山本留義） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事生活福祉課長（工藤利樹） 議員のご質問にお答えいたします。

生活保護費のうちの生活扶助費でございますが、食費のほかに日用品費の内訳がございます。この日用品費の中には、我々がふだん使っておりますような電化製品等の購入というふうなものも含まれておまして、その耐用年数に従いまして、ある程度の預貯金というよりも、それが万一耐用年数を超えたときにご自分が受け取っている扶助費の中からそれに充当していただいて購入していただくというような中身もございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） その生活扶助費の中には、冠婚葬祭に関する会費やご祝儀等々も含まれるのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 生活保護費というのは、あくまでも最低生活を維持するためのものです。したがって、本人がこちらから支給した生活保護費の中で、そしてまた自分のつき合いの範囲の中で、許容範囲の中でそれは例えば冠婚葬祭に支出する、しない、それはご自由だと思えます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） なぜ私が今聞かせていただいたかといいますと、結婚式とかそういうのはあらかじめ時間があって出る可能性がある。また、呼ぶほうも多少気を使って遠慮してもらう場面もあるかもしれません。しかし、葬儀とかそういうのになりますと、突発的なものが多い。どうしても今までの長いおつき合いの中で行かなくてはいけない、またおつき合いしなくてはいけないという部分は多分にあるかと思えます。今は死語になっていますが、村八分という言葉がございます。10分ある中の2つが抜けているわけです。賢明なる市長だったらおわかりだと思いますが、その抜けている部分は火事です。火事的时候はみんな協力して助けましよう、死んだときは、みんな協力して互助精神で助けましよう、この2つが外れて村八分の8つなのです。私は、さっき多少貯蓄と言ったのは、そういう突発的なおつき合いの部分、最低限の人とのコミュニティーの部分のもだめなのかなと。そこで質問したのですが、そういう部分に限ってもやっぱりだめなのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 繰り返しになりますけれども、保護費というのは、国のいわゆる法定受託事務の中でむつ市として保護費を4分の3国からいただいて賄っております。ですから、あくまでもその基準の中で生活保護費を支給しており

ますので、その部分でご本人がいかに使うか使わないかというのは、基本的に自由でございますので、その部分を改めて殊さら例えば葬祭の部分について加算するとかということは、今の現行の制度の中ではございません。ただし、いわゆるお亡くなりになった場合、だれも例えば葬祭を扶助する者がいないということの場合、そういうケースの場合につきましては、葬祭扶助というふうなものを現行の制度の中では認めておりますので、そういうふうな社会的慣習の中で最低限必要な部分につきましてはカバーしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。

次に、お伺いしたいのですが、この医療費ですとかもろもろの部分がどうしても生活保護の半分近くを占めていると、先ほどの答弁と、また報道でなされているのですが、先ほど12人ぐらいが就労についたみたいなお話を伺ったのですが、何とかそれをあっせんといいますか、どういう取り組みで、よりこれからもやっていきたいのか。また、今後において、より一層強く就労できるような体制を整えていくためにどのようなことを考えているのかをひとつお願いいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 平成23年度末の被保護世帯数は1,263世帯で、約91%の1,151世帯がいわゆる稼働者のない世帯ということになります。このうち約半数は高齢者世帯であり、一方稼働年齢層にある世帯でも、疾病や障害にある世帯もあり、結果的にはなかなか就労に結びつかない現状にあります。したがって、当市におきましては、平成23年9月より生活保護就労支援員を1名配置いたしまして、被保護世帯への自立を目指す支援に取り組んでおります。

支援業務の内容は、自立支援プログラムを策定

し、稼働年齢層にあり就労に阻害要因のない対象者に対して、就労支援による求職活動の助言及び指導を行っているものであります。平成23年度中の稼働年齢に相当する被保護者は全体で150名おり、このうち就労阻害要因がない者70名に自立支援プログラムを拡大し、さらにはハローワークむつとの連携強化のもと、支援の同意を得た5名に対して求職活動の支援をした結果、2名の雇用につながっております。平成24年の5月末では、18名に自立支援プログラムを実施しており、既に2名の雇用につながるなど一定の成果を得ております。いずれにいたしましても、被保護者及び当該世帯が一日も早く自立助長できるよう少なからず体制づくりを行っております。

また、一方では市では若年者の就労支援を行っている県のジョブカフェあおもりサテライトスポットむつを市役所内に設置しておりますが、ここではカウンセリングや職業の適性診断等も行っており、昨年度の延べ利用件数も1,044件と聞いております。8月には、そのジョブカフェあおもりの機能とハローワークが行っている若年失業者、学卒者等への職業紹介や求人検索ができるハローワークヤングプラザ、それから悩みを抱える若者の就職を支援する若者サポートステーションの3つの機能を一体化した総合窓口として新設されることとなっており、若年者の就労支援の強化も図られているものと考えております。

いずれにいたしましても、少なからず体制づくりを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） どうもありがとうございました。

一般上路議員から1カ所に集めたらいいのではないかという意見が出ましたが、私も同じような考えなのですが、若干違うのは、そこで授産施設

みたいに作業とか何かに参加をして、少しでも収入を得られると、そういうものの、それを行政がやるのがいいのか、公益法人にしたらいいのか、皆さんが集まってやるのがいいのか、手法は別といたしまして、やはり社会参加ができるような体制をロケーションを整えてやると。本人たちも、そうすることによって少しでも社会に参加して自立しようと考えていくこと、なおかつ少しの賃金でも得られれば、それだけ支給の金額が下がっていくこと、そのように考えておりますが、今後においてそのような考え方はどうなのか、市長、よろしくをお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 授産施設的な形で1カ所というふうな、私はそういうふうな考え方にはちょっと否定的な立場でございます。行政とすれば、あくまでも個人々の、先ほど担当からお話をいたしましたように、稼働年齢に相当する被保護者ということで150名おります。その中でも就労阻害要因がない方、これが70名おります。その方々に対して就労プログラムを設定して、そして仕事についてもらうというふうな、そういうふうな形でさまざま今行政として手を打っております。この部分で、それらをもっともっと充実をしてお仕事についてもらうようなサポートをしていくのが行政の立場ではないかなと。1カ所に集まってもらって、集めると集まってもらうはちょっと違うのでしょうけれども、そういうふうな形のちょっと強権的な形の中でこういうふうな方々、こういうふうなというのは失礼ですけれども、生活保護を受けている方々を1カ所にまとめて集まってもらって対策をとっていくというふうな、そうしますと、個人の尊厳だとか、そういうふうなものやはり出てくるものと、尊厳に対する侵害とか阻害とか、そういうふうなものも出てくると私はそういうふうな思いますので、行政の立場とすれば個

々のケースにさまざまなケースがあるわけがございますので、そのケースに真摯に向き合って、サポートをしていって、就労してもらおうというふうな立場をとっていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） なかなか特に難しい問題だと思うのですが、最後に市長、今の答弁も含めながら、一人でも社会自立できるように、なおかつ保護者を、受給者を減らすような方策といたしますか、今以上にステップアップしてもらうために最後に市長の、今のご答弁も含めて、今後どのように考えてやっていくのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） この生活保護の受給者を減らしていく方法ということは、国も今一生懸命考えていると思うのですが、これは先般もお話をいたしましたように、さまざまな考え方があると思います。それを一緒に考えないで、やはり経済面の部分だとか、制度の部分、そして現在の受給を受けている方々、この3つの考える領域をやっぴり分けた中で考えていかなければいけないだろうと。そして、それを総合的に取り組んでいくのが行政の立場であろうと。不適正な部分、こういうふうなものはチェックをしていかなければいけないだろうし、そして3つ目の経済的な部分、これはデフレでありますので、ではどういうふうな形で対応していかなければいけないのか。これまで旧むつ市の動きを見ますと、企業誘致が果たされたその周辺の年度は非常に減っております。そういうふうなところもあります。やはり企業誘致ということも非常に大きな役割を果たしてくるだろうし。ただ、企業誘致というのは一朝一夕にはできない状況であります。海外に出しております。そのためには、やはり1次産業をしっ

かり育てていって、そこにさまざまな就労機会、
そういうふうなものもつくっていく必要があろう
と。地道な取り組み方、これが必要であろうと、
このように思っております。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問
を終わります。

昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時06分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◎大瀧次男議員

○議長（山本留義） 次は、大瀧次男議員の登壇を
求めます。18番大瀧次男議員。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 一心クラブ所属の大瀧次男で
ございます。今定例会最後の質問者となりました。
市長並びに理事者の皆様には、お疲れのこととは
思いますが、私で15人目、最後でございますので、
しっかりとおつき合いのほどよろしくお願いを申
し上げます。

初めに、人口減少が進み、暗い景況感が続くむ
つ市にあって、大畑地区二枚橋遺跡から発掘され
た遮光器土偶など、国の重要文化財に指定される
ことになったのに続き、大湊高校時代から全国的
に活躍をしていた法政大学在学中の岸本鷹幸選手
が陸上競技の400メートルハードルのロンドンオ
リンピック代表に決まったという明るいニュース
が飛び込んでまいりました。岸本選手は、むつ市
から3人目のオリンピック出場となります。まさ
に快挙であります。今回の出場では、入賞も予想
されますが、いつの日か大成し、世界の頂点に立
つことの期待を込めながら、市民の皆さんととも

に声援を送りたいと思っております。

岸本選手のように、傑出した選手を生み出すに
は、それなりに環境を整える必要があります。い
かに市民の才能、力を掘り起こし、地域力に結び
つけるか、市政に課せられた一つの命題であらう
と考えます。改めて市民の声を聞き、ニーズを掘
り起こし、市政に反映させる行動をとることによ
り市民の負託にこたえることができるものと、議
会議員の一人として自覚を新たにしているところ
であります。こうした観点に立ち、市民の声に基
づき一般質問に入ります。市長並びに理事者にお
かれましては、簡潔明瞭、誠意ある前向きなご答
弁をお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問をいたします。

1点目は、原子力行政についてお尋ねをいたし
ます。昨年3月11日の東日本大震災による福島第
一原子力発電所事故による対応のまずさから、原
発への風当たりがいやが上にも高まり、脱原発依
存の声が総理大臣の口からも発せられる状況にあ
ります。

原発の歴史は、既に40年、使用済み核廃棄物の
最終処分場が確保されていないことから、トイレ
なきマンションとやゆされながらも、地球環境に
優しいクリーンなエネルギーとして安全を前提と
しながら、国の方針に協力し、原発の新設や再処
理施設を受け入れてきた市町村にとっては、いき
なり原発依存ゼロとか依存率を引き下げるとか、
使用済み核燃料の直接処分とか言われても、はい、
そうですかと簡単に納得できるものではないと、
このように思っております。このことから、使用
済燃料中間貯蔵施設を抱えるむつ市の議員の一人
として、8月を予定している国のエネルギー計画
見直しの結果がどうなるのか、重大な関心を持っ
て注目しているところであります。

市長は、既に上北を含む原子力施設関係6町村
とともに、着工済み原子力発電所の工事再開とサ

イクル施設稼働を国に働きかけておりますが、当然のこととして理解をしております。

そこでお伺いをいたします。国では、電力エネルギーとして、これまでの原子力依存を引き下げ、火力依存を保持拡大、代替エネルギーでカバーする、あるいは使用済み核燃料の全量直接処分、再処理と直接処分の組み合わせなどを検討している段階にあります。エネルギー計画において、原子力利用はどうあるべきか、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、原子力発電施設等周辺地域交付金についてお伺いをいたします。さきのむつ市議会第211回定例会でも質問をいたしました。この交付金はむつ市が誘致し、市内に設置された施設ではなく、隣接町村に立地する施設から生じているもので、何かあったらお世話になりますという、いわば迷惑料のようなもので、本来通常の行財政における歳入の枠外のものであろうと考えます。つまり想定外の収入であるということでもあります。原子力発電施設等周辺地域交付金の算定には、一般家庭分、企業分があり、用途については市町村の意向に任されています。県内では、全額市町村事業に充てているのは、むつ市、十和田市、横浜町、今年度から野辺地町が加わって4つの市、町でございます。一般家庭は、全額還元し、企業分全額を市町村事業に充てているのは、大間町と風間浦村の2町村、一般家庭全額と企業へは2分の1の還元、企業分の2分の1を市町村事業に充てているのは三沢市、六ヶ所村、東通村、佐井村など9市町村となっております。用途については、もちろん議会の承認を得ていることにはなりますが、介護料の値上がりや国保税の値上がりに加え、労働賃金が引き下げられ、不況から抜け切れないでいる市民生活の現実から一般家庭分の交付金、野辺地町の例では一般家庭で2万1,600円、むつ市では単純計算すれば2万3,300円になります。この額

は、決して小さい額ではありません。一刻も早く一般家庭へ還元をすべきであり、企業においては景況が右肩下がりで雇用面でも厳しい経営を迫られており、雇用をふやしたくてもふやせない、ボーナスも出せない企業も数多くあることを考えますと、当然還元を考慮すべきでありますし、特に大口電力消費の企業においては数人の雇用が可能となる額であります。経営を左右しかねない額になるはずで、企業に活力を提供する意味でも還元すべきと考えます。

さらには、福島第一原子力発電所事故の例から見ますと、住民にとって直接的な還元策がとられていなかったことが恩恵を受けてきたとの意識がなく、一方的な被害者意識の醸成につながっています。いかに日ごろからの直接的な原子力施設からの恩恵を肌で感じ共存意識を持つことが大切かを考えると、交付金の直接住民への交付をすべきものと思いを大きくしているところでもあります。

さきの定例会での私の質問に対し市長は、還元事業の検討は事務レベルで着手しているが、実施に関しては原子力政策大綱の内容を見ながら方向性を見出してまいりたいと答弁しております。恐らく原子力政策大綱とは8月に出されるエネルギー計画のことと思いますが、現時点でも基本的な方向性は出せるものと思えます。

そこでお伺いをいたします。原子力発電施設等周辺地域交付金は、一般家庭及び企業へ還元すべきであります。その後の検討が進んでいるのか、結果についてお知らせを願います。

次に、空き家対策についてお伺いをいたします。全国的に空き家が社会問題として取り上げられるようになったのは十数年前からで、人口減少が進み、過疎化が著しい地方の村落に始まり、今では地方の市街地域まで広がってきております。平成20年の家屋、土地統計調査によりますと、全国の住宅戸数5,759万戸のうち13.1%の756万戸が空き

家で、過去最高となっております。一口に空き家といっても、耐用年数に満たない借家として使える住居、中古住宅として売却できる住居、住む人がなく、老朽化し、朽ち果てた状態の空き家があります。また、店舗でも廃業閉店し、シャッターをおろしたまま放置されている空き家があります。問題は、住む人がなく、老朽化し、倒壊のおそれがあるのに放置されている空き家です。積雪や強風、地震での倒壊による近隣住民や通行人への被害が心配されます。しかし、防犯上の問題もあります。また、場所により景観上の問題もあります。

一つの例で申し上げますと、所有者が県外に住み、危険家屋として認識しているものの、取り壊して土地の売却を検討したところ、取り壊す費用が土地の売値を上回るのでは今はその余裕がないと、そのまま放置されている家屋があります。実際にリサイクル法の関係から、取り壊すにはさまざまな規制があり、費用がかかるようになってきます。多くの場合、この例と同じような状況にあるのではないのでしょうか。閉店した店舗を抱える人に聞いたところでは、取り壊す費用があれば、店を閉める必要はなかったと、取り壊す費用が大きな負担になることを嘆いていましたが、まちの防犯防災と観光振興を図るうえでの景観を守るため、空き家対策は喫緊の課題であろうと思います。

3月15日付の東奥日報社説でも、住民の安全を守るという視点で個人の財産権にかかわる問題であることを考慮しながらも、緊急退去も含め条例化の検討を促しております。

そこでお伺いをいたします。

1点目、むつ市における空き家の実態はどうなっているのか。

2点目、今月13日の東奥日報にも、青森市では条例制定を明言しております。弘前市、五所川原市も条例化を検討する考えを示しております。住

民の安全を考える意味からも、空き家対策条例を今年度中に検討する考えはないか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、克雪ドームの利用拡充についてお伺いをいたします。主として降雨、降雪、冬期間に野球など、屋外スポーツができる施設としてつくられた克雪ドームは、サッカー、テニス、野球、グラウンドゴルフなどに加え、スポーツ以外にも各種イベントなどに多くの市民に利用され、多目的ドームとしての役割を担っており、かねてより手狭で老朽化している市民体育館にかわる施設として、また市民から建設の要望がある総合体育館の機能もカバーしている部分も多くあります。総合体育館建設には、数十億円の建設費がかかり、管理運営費にも多額の費用がかかることを考えますと、現在のドームをさらなる多目的に利用することを図るのが得策ではないかと考えます。

具体的に申し上げますと、2面のバスケットボールやバレーボールができて、卓球場としても使えるフローリングコートを取り外しできるようにして、さらには各種競技で不足している観覧席も移動式もしくは引き込み式で導入し、フェンシングで経験している県大会や全国大会開催にも可能な施設として整備してはどうでしょうか。整備の暁には、克雪ドームの施設としては全国的なモデルになることは間違いありません。市長のご所見をお伺いいたします。

終わりに、国土調査について質問をいたします。昨年の3月11日、東日本大震災の復興は、1年以上たった今でも思うように進んでいない状況がありますが、多くは福島第一原子力発電所事故に起因するものとしても、現実には津波による壊滅的な被害に遭った地域にかかわる諸問題が大きな足かせになっている現実があります。特にうちが土台ごと流されたり、境界の目印である樹木やブロック塀がなくなったり、液状化現象などで土地の

境界の特定が容易でないとの事例を聞いております。いずれも国土調査が進んでいない地域に多くあるトラブルであります。

私は、土地の流動化を進めるのにも国土調査においての地籍調査の促進について、むつ市議会第206回定例会で質問しておりますが、早期完了のため実施体制や財政面で新たな手法を検討することをご答弁をいただいております。

そこでお伺いをいたします。

1点目として、検討結果、進捗状況に改善点があったかどうか。

2点目として、東日本大震災の例からも、現在市街地周辺の林野部を優先し進めているが、難しさはあろうと思いますが、後々の問題が大きい市街地や住居地を優先して調査を進めるべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

まず原子力利用に対する考え方についてのご質問にお答えいたします。昭和30年に制定された我が国の原子力利用の憲法とも言うべき原子力基本法には、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする」とあります。昨年、東北地方太平洋沖地震を起因とする大津波により、福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が放出されたという事実は真摯に受けとめなければなりません。原子力基本法にある将来におけるエネルギー資源の確保とともに、国民生活の水準向上ということもまた重要な視点であると考えております。

昭和41年に我が国初の商業用原子力発電所として、日本原子力発電株式会社東海発電所が営業を始めておりますが、その後の2度にわたるオイルショックの経験をもとに、エネルギー源としての化石燃料への依存割合を減らし、原子力によるエネルギーを基幹電源としてきたことにより、不安定な中東地域の社会情勢にも大きく左右されることなく、国民生活や企業活動が今日までに至ってきたと認識しております。

東日本大震災後において再生可能エネルギーの活用がひときわクローズアップされておりますが、エネルギー資源に乏しい我が国においては、太陽光や風力、地熱などからエネルギーを効率よく取り出す技術や、そのエネルギーを安定的に供給していく方策等の開発に力を注いでいかなければならないことは十分に理解しております。しかしながら、これらが私たちの生活や経済活動において大きな存在となるには長期的な取り組みが必要であるとともに、これまでの原子力エネルギーのすべてを賄うことは不可能ではないかと考えるところであります。

このようなことから、原子力発電については国民生活の維持向上と我が国の経済活動の持続可能な発展には欠かすことのできない基幹電源であるとの認識については、これまでの私の考えと変わるところはございません。

現在国においては、原子力委員会で核燃料サイクルのあり方を含めた新しい原子力政策大綱を策定するための議論を、また経済産業省総合資源エネルギー調査会においては、エネルギーの構成比率を見きわめながら、今後のエネルギー基本計画を策定する議論を、加えて環境省中央環境審議会においては、エネルギー構成に応じた地球温暖化対策の策定について議論が行われているところであります。それぞれの議論を経た後に関係大臣等で構成されるエネルギー環境会議において、我が

国の今後のエネルギー政策が決定される予定ということであり、その動向に注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、電源立地地域対策交付金の一般家庭と企業への還元についてのご質問にお答えいたします。電気料金の還元につきましては、むつ市議会第210回定例会及び第211回定例会において、大瀧議員から一般質問をいただき、ご答弁申し上げたところではありますが、その際には電源立地地域対策交付金の効果といたしまして、各種ソフト事業へ充当することにより、市民サービスの向上の拡大を図っていること、平成22年度決算において、黒字に転換することができた要因の一つとして、一般財源振り替え効果の影響が大きかったこと、また電気料金還元に係る関係機関との事務的手順等の協議も既に行っていることなどにつきまして、るるご説明申し上げたところがあります。このように、電源立地地域対策交付金は自主財源に乏しい当市にとりまして、財政運営上極めて重要な財源の一つでありますことから、特に意を用いながら有効活用にも努めておるところであります。

しかしながら、昨年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力政策の見直しが行われている中、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会では、使用済み核燃料の全量再処理、直接処分、再処理と直接処分の併存の3選択肢についての評価がようやく取りまとめられた段階であり、その過程では政策決定を2年から5年先送りする留保案も議論されるなど、最終的に新原子力政策大綱の内容が明確に示されなければ原子力政策の行方や交付金制度そのものも今後現状のまま維持されるのかどうか、ますます不透明感を増している現状にあります。

また、議員ご承知のとおり、今冬の記録的な豪

雪は、まさに災害にも匹敵するものでありますが、財政基盤が脆弱な当市におきましては、この対応に多額の収支不足を計上して補正予算を編成せざるを得なかったことを考えますと、防災対策等には常日ごろからのしっかりした備えが必要であることを思い知らされたと同時に、このような不測の事態が起こった際にも十分たえ得る財政的な体力を蓄えておくことの必要性を痛感したところであり、私の政策の柱に掲げております持続可能な財政運営を実現するためにも、まずは財政調整基金を着実に積み立てていくことが優先されなければならないものと確信した次第であります。したがって、議員ご質問の電気料金の還元につきましては、まずはことしの夏ごろに予定されている新原子力政策大綱の内容を踏まえたうえで、今後の財政見通し等を勘案しながら、その方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目の空き家対策についてであります。今冬において積雪や強風により近隣に危険を及ぼす可能性があるとして市民から通報をいただいた件数は、平成24年6月1日現在で76件となっており、このうち現地を確認し、空き家と判明したものは40件で、所有者を調査したうえで口頭、あるいは遠方にお住まいの方には文書によって適正な管理をお願いしているところであります。

空き家の件数につきましては、担当から答弁いたします。

次に、空き家の危険排除のために条例を制定することについてであります。さきのむつ市議会第211回定例会において、空き家管理条例については他自治体の状況等を調査のうえ研究してまいりたいと答弁したところでございます。廃屋は、景観を損ねるだけでなく、適正に管理されなければ倒壊の危険もあり、近隣住民からの苦情等さま

ざまな問題を抱える原因にもなっております。しかし、私的所有権などが絡み、行政が手をつけにくいのが現状であります。

国土交通省が本年1月に行ったアンケート調査によりますと、平成24年4月1日時点において空き家等の適正管理に関する条例を施行済みの自治体は全国で54市町村あり、代執行まで規定している市町村は12団体となっております。条例の内容としては、撤去や改善の勧告、命令、勧告や命令に従わない者の公表などを行うもの、加えて罰則規定や建物解体の行政代執行にまで踏み込んでいるものなどさまざまな形態となっております。条例を制定していない場合においても、道路法における公法上の制限、民法の規定による事務管理や建築基準法第10条による除去命令等があり、家屋の収去を求める民事訴訟で強制執行する手段などもございます。また、崩壊するおそれのある建物をそのままの状態に放置する行為を道路法第43条第2号に該当するものとして、同法第71条第1項により当該行為の中止を命令し、代執行で撤去することが可能であります。代執行については当然であります。行政がそれを行わなければならない緊急性、必要性などについて客観的に説明ができなければなりません。

廃屋撤去は、所有者個人の責任であります。まずは市として対応が可能な課題に取り組まなければならないと考えております。全国の観光地などには撤去費用の一部を助成する自治体もありますが、廃屋の撤去には多額の費用がかかるのが現状であり、一部助成ではとても賄えないのが実情でありますことから、所有者負担という原則があるものの、仮に行政が強制撤去しても費用は行政が肩がわりせざるを得ない状況が生じてしまうこととなります。

このようなことから、空き家管理条例の制定につきましては、現在施行されている市町村の事例

を参考としながらも、この条例の中でどの程度まで規定することが適正であるのか、また財政的な負担という面からも調査研究を進めながら、前向きに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、克雪ドームの利用拡充についてのご質問にお答えいたします。まず、克雪ドームにおけるスポーツに関連した利用形態としましては、屋外スポーツであります軟式野球、サッカー、ソフトボールやテニス等、多目的に利用されている施設で、平成23年度は約8万7,000人の方に利用されております。議員のご提言は体育館建設には多額の費用が必要となり無理だと思っております。屋内のスポーツを、克雪ドームで多目的に利用できる床材を活用してミニバスケットボール等を行える施設を整備し、体育館建設までの代用として導入できないのかということではありますが、克雪ドームの基本的利用につきましては、冬期における屋外のスポーツに対応する施設としての位置づけを持たせており、軟式野球、ソフトボール、サッカー、テニス、ゲートボール等の球技、運動会、陸上競技など広範な種目に対応できる施設とイベント開催に対応できる機能を合わせ持っております。現在ミニバスケットボールへの対応は、市の体育館ではゴールが基準に合わないことから開催できず、大半の大会は大畑小学校体育館や郡大会においては隣接の東通村体育館を借用して開催しているのが実情となっております。基本的には、屋内体育館を使用しての大会運営をお願いするところでありますので、ミニバスケットボールに対応させるため、移動式のゴールの設置や既存施設の改修につきましては、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、国土調査についてお答えいたします。現在当市の地籍調査事業は、国土調査促進特別措置法の規定により、平成22年度を

初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画により実施しております。ここ数年は、土地の筆数が多く、権利関係も複雑な市の中心部を調査しており、地籍調査をこれまで以上に加速させることは極めて困難な状況であります。むつ市議会第206回定例会において大瀧議員からご指摘のありました早期完了のための取り組みにつきましても、いろいろと検討しているところでありますが、進捗状況の改善までは至っていないのが実情であります。市といたしましては、まずこの計画に基づき事業を進めながら、実施体制や調査業務の委託方法等を検討し、早期の完了を目指してまいりたいと考えております。

また、現在遂行している第6次国土調査事業計画の中で予定区域を変更し、市街地を優先すべきではないかとのご質問であります。この計画は閣議決定されたものでありますので、変更は難しいものと思っておりますが、地籍調査の成果は震災等災害の復旧や復興の早期着手に役立つ有効な資料となり得ることから、関係部局とも協議させていただき、可能な範囲で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 空き家の実態等について、市長答弁に補足させていただきます。

昨年6月のむつ市議会第208回定例会においてお答えしておりますとおり、市として独自に空き家の調査を行っておりませんが、総務省統計局が5年に1度実施しております住宅・土地統計調査によりますと、直近の調査であります平成20年度においては、空き家の件数は推計4,300戸となっております。このうち別荘などの二次的住宅が二十戸、賃貸用の住宅、アパートなども含まれます、それが1,830戸、新築、中古を問わず売却用の住宅が80戸で、その他の住宅が2,370戸となっております。いわゆる空き家、廃屋は、その他の住宅

に含まれますが、この2,370戸のうちの何戸であるかについては市として把握はしておりません。

空き家管理条例等に係る研究過程においても、空き家の実態については基礎的データと必要となってくることから、その調査方法についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 丁寧な前向きなご答弁、ありがとうございました。

順序が逆になりますが、克雪ドームの利用拡大から再質問をさせていただきます。今市長の答弁ですと、克雪ドームの場合は屋外のスポーツを冬期間にやる施設だということで、なかなかフローリングを敷いてやるような状況ではちょっとないかなという答弁でしたけれども、今回冒頭でも言いましたけれども、岸本選手、非常に快挙でございます。非常に市民の皆さんが勇気と希望をもらったと。特に市長は、市民の代表として一番喜んでいたのが印象に残っておりますけれども、青少年には大きな夢があるというふうに考えております。

岸本選手は、大学に行ってから強くなったというわけではなく、もう高校時代から全日本クラスの選手でございました。本人の努力はもちろんですが、指導者に恵まれ、そして私が一番感ずるのが練習環境、それも立派な施設があったということでございます。むつ市の陸上競技場、県内でも優秀な施設でございます。その陸上競技場で常に練習をし、そして全国大会に行ったときには、同じような環境の中で戦えるということで、今の岸本選手が生まれてきたのではないかなと、このように私なりに考えております。やはり選手を育成するためには、施設、環境が必要でございます。むつ市の場合は、屋外のスポーツ、今言いましたように、陸上競技場、そしてスキー場、今野球場

が10月に新装になるようですが、この屋外のスポーツの施設は非常に立派なものがございます。しかし、屋内のスポーツということになると、ちょっと年代的にはあれですが、あの市民体育館は、あすなろ国体のバレーボールの会場としてできたというふうに認識しております。そして、今まで多くの同僚、先輩議員から総合体育館の必要性を説かれておりますけれども、なかなか実現してこなかったという意味でございますけれども、やはり強い選手、そして全日本クラスの選手を育てるには施設も必要でございます。ちょっとお聞きしたいのですが、総合体育館を建てる検討をしたことがあるのか、それともこれからどうやってそういう形で建てようとしているのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 屋内施設、総合体育館というふうなお尋ねでございますけれども、この必要性は十分認識をいたしております。杉山前市長の際にも、さまざまこの議場の中で議員の方々からお話がありましたし、私この職についてからもいろいろお話を聞かされております。その必要性というのは十分認識をいたしております。

そしてまた、むつ市スポーツ振興計画、平成24年、今年度つくるわけですが、その際に、データとしてアンケート調査を行いました。この部分で、調査対象が18歳以上というふうなことで、約3,600名の方々に、あわせて一般の方が3,600名、子供たちが小学校5年生、中学校2年生、合計392名ということで、約40%の回答をいただきました。その中で、ハード面で新たに整備してほしいスポーツ施設というふうなことで、総合体育館が第1位で40%というふうな形でのアンケート結果が出てまいりました。つまりこれは、私どもが認識をしている総合体育館の必要性ということを認識しているというだけにとどまらず、市民の方

々が非常にこの総合体育館の要望、これを求めているという声はかなり強いなというふうな一つのバックデータが出たわけでございますので、十分もっともっと認識を強くしているというふうな状況で現在おるところでございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 非常に認識を強くしているということですが、やはり総合体育館ということになると、サブの練習場、そしてまた武道館も併設するというということになると、恐らく50億円以上かかるのではないかなというふうに思います。今の市長の答弁を聞きますと、なかなか財政の問題、そして原子力関係の寄附金も今では当てにならないということから考えますと、どうしてもやはりこの今あるドームを、そういう形の中で一時的にでもそういう形で使えないかなということで、私がちょっと調べてまいりました。

バスケットボール1面は、横が15メートル、縦が28メートル、面積にすると大体127坪でございます。それを2面。この移動式のフロアでやると、あそこは人工芝が張られていますので、その上にマットを敷いて、そしてフローリングを敷くということになると、1面で1,700万円です。それを2面、3,400万円。そして、移動式の観客席、250人、250人入れると、これはちょっと高いのですけれども、5,000万円です。そうすると、合わせて8,400万円。いろいろ諸経費を入れても、1億円あればバスケットボール2面、バレーボール2面、そして卓球だと大体8台置けます。そういう形の大会がここでできます。

私が何でこういうことを言うかということ、今スポーツ少年団のミニバスケットボールの県大会をむつ市でやりたいと、教育長はわかっていると思っておりますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたが、会場を探すのが大変と。そして、東通村の体育館を借りています。ただし、東通村の体育館

の場合は、村の行事が優先ということですので、なかなかこちらのほうの日程に合わせて大会を組むことができないという非常に難しい問題があります。そこでやはり自前のそういうものがなければ、確かに県大会をやることにおいて、かなりの多くの選手、父兄、応援団が来ます。3日、4日というふうな大会になります。そういう経済効果もありますので、ぜひその1億円前後でできるそういう形のものを検討していただきたいと。どうでしょう、市長、もう一度。金額を言いましたので、何となく。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員からご質問があって、ただちに市のほうとしても試算をしてみました。約同じでございます。この部分では合致しておりますけれども、約1億円かかるだろうと。しかしながら、あのコートをつくるために非常に時間がかかるのです。寄せ集めて、大体1面つくるのに8時間くらいの時間がかかると、こういうふうな部分がありまして、これを敷き詰めてマットを敷いて、そしてこのくらいの角のものをくっつけてやっていくのしょうけれども、フローリングするに。そういうふうなこともあります。そういうふうなことで、先ほどの回答になりましたけれども、研究はさせていただきたいと、こう思います。

今度そういうふうな、たった1億円、かなりの1億円、どうなのか、これ表現が分かりますけれども、今余裕がついてくると、1億円と軽く言えるかもわかりませんが、まだまだそこまで達していないというふうなところもあります。

それから、そういうふうなことで先行投資をして、先にそういうふうなフレキシブルに使えるような施設になってしまいますと、総合体育館の必要性云々というふうなことにまで波及される可能性も出てくるわけでございますので、この部分に

ついては、やはり十分研究もさせていただきたいと思えますけれども、その試算の部分は約1億円というのは、手前どもと同じ試算の状況でございます。ただ、そのフローリングを敷くには非常に、1面敷くのにたしか8時間くらいかかるだろうというふうな、こちらのほうも試算をいたしました。そうすると、なかなかスピーディーにその施設をつくって、そしてまた撤収してまた次の利用というふうな場面には至らないのではないかとというふうなことでございますので、研究はさせていただきたいと、このように思います。

私としては、総合体育館を建てたいなというふうな、こういうふうな思いは持っております。ただいかにせん財政状況、こういうふうなことがあります。ただ、財政状況がそうだからということではなくて、財政状況も確実に、着実に赤字を解消して、一歩ずつ前進してきているという前提の中での財政状況でありますので、ないそでは振れぬとかと、そんなことではなくて、そのための備えをしていかなければいけないだろうと、こんな思いで今財政再建、持続可能な財政運営ということに取り組んでおるところでございますので、ご理解をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） これをやると、何か総合体育館が遅くなるような感じがしますが、そのつくるまでの間ということでございます。

そして、今敷き詰めるのに8時間という時間がかかるという話ですけれども、私も聞きました。最初にやると8時間なのです。1カ月ぐらいすると、なれてきますので、4時間ぐらいでできるということでございますので、それはたしかメーカーのほうで話をしていましたので、それは4時間でやれるそうです。市長、どうか青少年の夢をかなえるためにひとつ。青少年のためには、市長は火の中、水の中、どんなことでもして実現すると

いう市長でございますので、ご期待をしたいと、このように思います。

次に、空き家対策についてお伺いいたします。今条例の検討もしているということでございますけれども、条例を制定しないと、立ち入り検査ができないということがございます。ということは、倒壊のおそれもそうなのですが、やはり古い住宅ということになると、野良犬、野良猫、ネズミ、そういうのがもう繁殖しているところがございます。この前、先般あるところの解体を頼まれて解体をしたのですが、今は機械で壊せませんので、全部手で壊すわけですが、壁と壁の間に蛇の巣がありました。そういう形がございます。それも郊外ではないです。中村正志議員がいますけれども、小川町の本当の市街地でございます。そういうところでも蛇とかネズミとか、そういう形の繁殖、伝染病とかいろんな病気の関係も出てきます。衛生上も問題がありますので、やはりそのためには条例を制定し、立入検査ができるような形にさせていただきたいという思いがございます。倒壊もそうです。倒壊をするような危険な場所でも、やはり人の財産権です。勝手に入って行って調査できません。そういう条例をつくって初めてそういう形の調査ができますので、本当はできればことし検討して、来年、遅くとも平成26年ぐらいに条例制定というふうな運びになっていたきたいと、このように思いますけれども、市長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 条例のその内容につきましてのご提言は、しっかりとその中で我々検討していく中で、さまざま関係機関等々と情報を仕入れながら、そしてこれまでの先例があるわけでございますので、その中で条例制定に向けて努めていきたいと。基本的には、条例制定を目指しておるわけでございます。前向きに検討ということは、

そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと。最終的には、条例制定を目指していきたいと、このように思っております。ただ、それにはちょっと時間が、研究もしなければいけません。そういうふうな部分がありますので、このところではご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） ただいま市長のほうから前向きに検討し、進めるということですが、ことしの1月1日ですか、秋田県の大仙市でこの条例制定が施行になっております。同じような大きさの市でございますので、かなりの参考になるのではないかと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、原子力利用についての質問をさせていただきます。先ほど市長のほうから原子力に対しての考え方をお聞きいたしました。やはりむつ市では原子力施設を誘致し、今建設中でございます。その行政の長として、やはり原子力は必要なのだという思いを強くさせられてよかったなというふうな気がいたしております。

今度関西電力の大飯原子力発電所が、恐らく7月の下旬か8月中に再稼働になるのではないかと、こう言われております。そうすると、大飯原子力発電所が再稼働になるということは、全国の今ある原子力発電所も次々と再稼働の動きが出てくるのではないかと、このように思っております。当地の東通村の東北電力の原子力発電所も、恐らく再稼働というふうな動きに、動向になってくると思います。私はそのときに、安全、これが第一ですけれども、恐らく再稼働になったとき、これは人間がつくったものです。万々が一でございます。恐らく今度は今までの災害の事故の検証をして、絶対ないと私は思っていますけれども、人間のつくったものです、どういう事態になるかわか

りませんけれども、そうなったときに、やはり一時的にも10キロ、20キロ圏内の人たちの避難ということになりますと、やはりむつ市の南通り地区、その一帯がかかってきます。

今福島避難している人たちの話がよく報道でされますけれども、生活の関係、いつ帰れるかわからない、そしてまた将来どうなるかわからない。いろいろな不安を抱えております。初めての事故でしたので、いろいろな補償関係もまだできていない。一時は義援金を当てにしたような補償もしていたというふうな報道もなされております。私は、そのときに再稼働になるとときには、ここに基金として100億円ないし200億円、1,000億円になるかもわかりません。一たんここに基金を積んでもらう。これは、昔のように補償金ですとか、そういうものではなく、万が一そういう事故が起きたときには、その基金でそういう避難とかそういうのに対応する、市民の安全を確保するために、やはりここに基金を積んでもらいたいというふうに考えております。これは、事業者が積むか、国が積むかは、それはこれからの話ですけれども、ここにやっぱりちゃんとしたものを置いて、そして再稼働という話、これは先の話になるかもしれませんが、よくそういう基金とか補償金というのは古い考え方だと言う人もいます。でも市民の安全を担うためには、やはりそういう安心さも与えてやらなければならないと、そのように思います。市長、どうでしょう、そういう考えは。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 基金を再稼働の前に、またそれを前後してというふうなことなのでしょうけれども、それもまた一つの考え方かと思えますけれども、例えば災害が起きたときの形の中では、今原子力損害の賠償に関する法律ですか、そういうふうなものでカバーされるものはカバーされるだろうし、そしてまた現在青森県のほうにはむつ

小川原財団、100億財団というふうなことで基金が積み立てされております。トータルとして100億円ですけれども、原子力関連から50億円、借り入れが50億円で100億円というふうな形で運用して、そして我々立地も、隣接も、そして全くその隣接でもない地域、県内全域にその部分で活用されておるわけでございます。その基金を積んでどういうふうな対応をしていくのかというふうなことになるかと思えますけれども、事業を展開するための基金、これはもう100億財団というふうな形でよく言われますけれども、そういうふうな形で観光だとか、経済、中心市街地の活性化だとか、農業、水産業、そういうふうなものに満遍なく県内全域で使われておるところでございます。そしてまた、災害が起きたときというふうなことで、その原子力損害の賠償に関する法律でしたか、そういうふうな形の中で対応されていくものと、このように認識をしております。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） 基金で何か仕事をするというのではなく、やっぱり市民皆さんの安心安全のために積んでもらうということでございます。

時間もあれですので、次に電気料金の還元の件でお聞きいたしたいと思えます。電源立地地域対策交付金ということで、平成23年度は当市に個人の世帯用で7億6,000万円、企業用で6億4,000万円、計大体14億円交付されているというふうに伺っておりますけれども、公共施設用としては、そういう交付金があるのか、または別な形で来ているのか、これ以外に。そういう形のものがあるかどうか、これちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 原子力発電施設等周辺地域交付金の部分のお話だと思うのですが、今話がありました。その部分につきましては、約14億円ということで今議員から紹介がありました

けれども、予算ベースでいきますと11億3,200万円ほど、当初予算の説明で申し上げましたように、むつ総合病院に3億円ほど行ってございますので、予算ベースとして約11億3,200万円くらいということになります。

ほかにあるのかということですが、あとは電源立地地域対策交付金、それから核燃料サイクル交付金というのがあります。それらをさまざま駆使してソフト事業を初め施設の維持管理等に使わせていただいていると、そういうことでございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） それともう一つだけ、わかった時点でいいですけども、むつ市の一般の企業で一番大口の電気料金消費事業者というのはどこかご存じですか。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 個々の企業さんの電気の消費分というのは、ちょっと把握しておらないのですけども、これ個人的な見解になりますけれども、そういう電気を多く使う、動力として使うという、アツギさんあたりになるのかなというふうな印象、これはあくまでも私の印象でございますが。

以上です。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） どうもありがとうございます。時間も時間でございますので、どうか市長におかれましては、よく後悔先に立たずと、こう言われます。やった後で、あのときやっていればよかったなという後悔、もう一つは、あのときやって失敗したなと、こう思う後悔、これ2つあります。私の経験からいって、やった後、後悔したほうが悔いが残りません。市長、電気料金還元事業は選挙公約でございますので、勇気を持って決断し、実行していただくことをお願いして、要望して終

わります。ありがとうございます。

○議長（山本留義） これで、大瀧次男議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月21日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明6月21日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月22日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時16分 散会